

決算特別委員会会議録

日時 令和4年11月16日（水） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 5時31分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 山田 七穂
副委員長 鷹野 一雄
委員 皆川 巖 白壁 賢一 杉山 肇 渡辺 淳也
清水喜美男 笠井 辰生 臼井 友基 桐原 正仁
長澤 健 浅川 力三 宮本 秀憲 望月 勝
山田 一功 佐野 弘仁

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 山本 盛次 産業政策課長 中澤 一郎 成長産業推進課長 行村 真生
産業振興課長 三科 隆人 労政雇用課長 渡辺 正尚 産業人材育成課長 柏原 隆仁

教育長 手島 俊樹 教育次長 降旗 友宏 教育委員会事務局理事 藤原 鉄也
教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 河野 公紀
教育企画室長 望月 勝一 義務教育課長 秋山 克也 高校教育課長 高見澤 圭一
特別支援教育・児童生徒支援課長 鷹野 美香 保健体育課長 金井 哲也

知事政策局長 長田 公 知事政策局次長 内藤 卓也
知事政策局次長（秘書課長事務取扱） 石寺 淳一
政策企画グループ政策参事 眞田 健康 地域ブランド推進グループ政策推進監 柏木 貞光
広聴広報グループ広聴広報監 小林 徹 国際戦略グループ国際戦略監 羽田 勝也
外国人活躍推進グループ外国人活躍推進監 小宮山 嘉隆 DX推進グループDX推進監 入倉 由紀子
地域ブランド・DX統括官 斉藤 由美 知事政策補佐官 渡辺 和彦

農政部長 大久保 雅直 農政部参事（畜産課長事務取扱） 渡邊 聡尚
農政総務課長 小高 和也 担い手・農地対策課長 原田 武 販売・輸出支援課長 石川 英仁
農業技術課長 功刀 徹 果樹・6次産業振興課長 鈴木 幾雄 食糧花き水産課長 小林 栄司
農村振興課長 向井 孝彦 耕地課長 浅川 一輝

県土整備部長 飯野 照久 県土整備部理事（次長事務取扱） 椎葉 秀作
県土整備総務課長 古屋 登土匡 景観づくり推進室長 内藤 広 建設業対策室長 雨宮 雄司
用地課長 佐原 淳仁 技術管理課長 守屋 修 道路整備課長 立川 学
道路管理課長 水口 保一 治水課長 蛭原 秀典 砂防課長 内藤 浩史
都市計画課長 五味 勇樹 下水道室長 宮下 喜樹 建築住宅課長 大澤 光彦
住宅対策室長 久保 正樹 営繕課長 横山 伸二

スポーツ振興局長 塩野 開 スポーツ振興局次長 三井 博志 スポーツ振興課長 渡辺 一秀

林政部長 入倉 博文 森林政策課長 小澤 浩 森林整備課長 上野 真一
林業振興課長 山口 義隆 県有林課長 末木 洋一 治山林道課長 深水 晋一郎

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー政策課長 雨宮 俊彦
大気水質保全課長 中川 直美 環境整備課長 大森 栄治 自然共生推進課長 加藤 栄佐

出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩

議題 認第1号 令和3年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 令和3年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、部局審査と同様の対策を講じた上での開催とし、出席説明員については、密閉、密集、密接な状況避ける観点から、出席を求める説明員は最小限とし、審査意見書に係る答弁を行う部局長等及び課室長のみとすること、また、委員会の出席に当たってはマスクを着用することとしているが、質疑者席での発言については、マスクの非着用も可とする旨、了承された。

次に、審査の順序は審査日程表に従い、産業労働部及び教育委員会関係、知事政策局及び農政部関係、県土整備部関係、スポーツ振興局、林政部及び環境・エネルギー部関係の順に行うこととし、審査意見書に記載のない内容については発言することができないこと、また、発言は一問一答形式により、事業名等を明確にした上で質疑または意見をを行うことが了承された。

次に、認第1号議案について、午前10時05分から午後1時15分まで（途中、午前11時59分から午後1時01分まで休憩をはさんだ）産業労働部及び教育委員会関係、休憩をはさみ、午後1時32分から午後3時26分まで知事政策局及び農政部関係、休憩をはさみ、認第1号議案及び認第2号議案について、午後3時41分から午後4時10分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、認第1号議案について、午後4時25分から午後5時31分までスポーツ振興局、林政部及び環境・エネルギー部関係の総括審査を行った。

質疑 産業労働部、教育委員会関係

（水素・燃料電池関連の集積について）

白壁委員 水素・燃料電池の集積について、成果説明書3ページの質問を最初にさせていただきます。先日、農政産業観光委員会の現地調査で山梨大学の研究施設を見学させていただきました。振り返りますと、当時の横内知事が英断をもって貴重な公舎の跡地を山梨大学に提供し、渡辺教授が中心となって基礎研究を始めたのが平成20年、今から14年前になります。

その後、県外調査で九州大学など、さまざまな現地調査を行う中で、機械や器具系統の開発に携わっているところが多くて、本県は基礎的な研究で、あまり光の当たらない研究ということで残念な思いをしましたが、例えば、燃料電池車の開発にしても基礎研究がなければ成り立ちません。日本の燃料電池の特許出願数は、世界で今、トップクラスかと考えております。2050年には8兆円規模の経済がそこに待ち受けているとの明るい未来もあります。物をつくるよりも基礎研究の重要性を最近特に認識しています。先日も、小さな部品でもピンの配列状況によって変わるかとか、器具の重要性を研究していて、山梨県の企業もその中に参入しているという話も聞きました。

今、韓国へ輸出していた半導体、レジストやフッ化水素が輸出できなくなった、包括から個別の認定になり、韓国のサムスンやSKハイニックスなどは、にっちもさっちもいかない状態になった。やはり基礎研究が日本にあったからこそ、こういったものができていったのだろうと感

じているところです。

そこで、現状の取り組み状況について、令和3年度における基礎研究を活用した事例についてお伺いします。

行村成長産業推進課長 委員の御指摘のとおり、既存の技術の限界を打破して、大きなイノベーションを生むためには基礎研究が大変重要と考えております。その上で、基礎研究が社会や実際の世の中に、製品や技術として影響を与えるには大変時間がかかるものでございますが、山梨大学の50年の積み重ねの研究の成果が、昨年度、ようやく結実した部分がございます。

具体的には、山梨大学が県内企業3社と共同で製品を開発しており、1つ目は、国産としては初めてとなる小型燃料電池であるやまなしスタック、2つ目は、一体型GDLセパレータという2つの部品を1つにするという、一見地味ですが、2つのものを1つにするという製品をつくる工程においては画期的なものでございます。3つ目は、水素・燃料電池の化学反応を起こす触媒の部分をかかんに均一に塗布するかが非常に重要になりますが、可能な限り均一に塗布できる塗布装置、この3つの製品が、昨年度、文科省の補助事業におきまして結実したところでございます。

白壁委員

多くの企業が参入していることを、この間の現地での説明でも受けたところであります。例えば、この間見たセパレータというピンの形のものも、山梨県内の企業が数社、中に入って、もちろん全国規模の会社も入っているということですが、10社近い皆さんの技術を集積して開発に臨んでいるという話を聞きました。そういった中で、本産業に参入するに当たって、県としても支援をしてきたと思いますが、令和3年度はどのような支援をしたのか、具体的にお示しいただきたいと思っております。

行村成長産業推進課長 まず、先ほど申し上げた成果の大きなポイントにもなっている山梨大学に委託をして、社会人技術者を対象とした人材養成講座を開設しております。週1回、年間80コマ、1日3時間の大変濃密な内容の講座をやっております。年間20名の養成をしており、実際に山梨大学と共に製品をつくった3社も、この養成講座に多くの人材を出していただいているところでございます。

これに加え、最新の動向を学ぶためのセミナーの開催や、大手企業の技術責任者を歴任された専門家の派遣、また、個社単独では売り込みが難しい大手企業に対し、集団クラスター企業団として技術提案会を行うなどしております。また、動向が非常に変わりやすく、最新の情報を取らなければならない業界ですので、県内だけでなく、県外の日本を代表する企業や技術者から最新の情報をいただく意見交換をする場を設け、可能な限り市場の動向を調査しているところであります。

白壁委員

県民は、地味な作業はあまりよくわかっていないので、例えば、そういった成果が出たものについては、公表できないものもあると思いますが、ぜひ、段階的に公表していただければと思います。令和3年度の決算を踏まえて、水素・燃料電池産業の集積に向けての県の考えを部長からお示しいただければと思います。

山本産業労働部長 先ほど話がありましたとおり、山梨大学を中心とする卓越した基礎研究をベースに、人材養成あるいは技術シーズの磨き上げを行っているところです。このような中、今、水素・燃料電池が大きく花開く節目の時期を迎えていると認識しております。

一つは、我が国を代表する水素・燃料電池の評価研究機関であるFC-Cubicが来春、山梨県内に全面的に移転されること、もう一つは、企業局が進めている米倉山の研究開発ビレッジに、東レやエクセルギー・パワー・システムズという我が国を代表する研究企業が入居することです。これらの企業と県内企業の共に創る共創関係あるいは創発関係をしっかりと培っていくことにより、今、この分野に参入している県内企業は75社ございますが、さらに集積を進めていく

足がかりとなる大きな一歩にしたいと考えております。ここで、山梨県の水素・燃料電池産業の集積をさらに図ってまいりたい、そのための端緒にしてまいりたいと考えております。

白壁委員

水素・燃料電池は、光の工学から、今、化け学の化学という時代に入っておりますので、さまざまな作業の中で、ぜひ県のリーダーシップで、さらに県内企業の発展につながるよう御努力をいただきたいと思います。

（山梨県商工業振興資金融資制度について）

続いて、山梨県商工業振興融資制度について、成果説明書39ページになります。

「さようしならば ごもっとも そうでござるか しかと存ぜぬ」、江戸時代の武士が、官僚が「大変だよ」って言ったら、「そうですね、大変ですね、しかし、何が大変なのでしょうかと人ごとのように言うと。これが、コロナ経済下において企業が相当窮している中、例えば、雇用調整助成金は最たるもので、これは簡単にわかるものですが、そのほかさまざまな融資形態があり、融資を実行していただき、返済が始まる時期にかかってきています。そういった中で、「何が困っているのでしょうか」とまた聞かれる。役人は、制度をつくってそれを実行したら、「こんなにいい制度があるのだから」と言うけれど、借金は借金であって、借金は返済をしなければならない。

私は前から言ってきましたが、本来、いわゆる資本に注入するための劣後ローン的なものをつくるべきで、それによって債務超過が起きずに資本注入ができる。ローンなので返済をしなければならないですが、結果的にはバランスシートの中の債務の部分に入る。反復融資が始まったりすると、金融機関はいい目では見ない。債務が多いじゃないかと。だから早く事業を再構築するための計画を立ててください。伴走型で銀行も商工会もいますからぜひやってくださいと。それができるなら融資を受けなくても自立できている。もう返済が始まってきていて、これからが相当厳しく、倒産の憂き目に遭う企業も出てくるかもしれない。売り上げが激減してしまい、商売をしていても事業をしていても、売り上げも利益も上がらない状況になった。そのときに、さまざまな融資制度を国も政策金融公庫も県も考えて、救済したところですが、その中の一つに、山梨県商工業振興資金融資制度がありました。令和2年で終わっていますが、その概要と、令和3年度の継続支援の内容についてお示しいただければと思います。

三科産業振興課長 委員から指摘がありましたように、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関係融資がございました。ただ、令和2年度で終了したので、令和3年度につきましては、商工業振興資金の本来の目的である金融の円滑化の促進と経営の安定化を目指して2本の融資を用意してありました。

1本目が、売上高が前年に比べて5%減っている場合に利用できる不況業種対策関係融資で、もう一つが、売上高が15%以上減少している場合に利用できる経済危機・災害復旧関係でありました。どちらの融資も皆さんに使っていただくこと、そして早く資金を届けることが重要でしたので、使いやすさを重点に設計しており、金利について他の融資制度に比べて優遇し、信用保証協会に支払う保証料についても県が半額補助し、資金を早く届けられるようにしたところでございます。

白壁委員

当時も我々自由民主党で、県連会館で政策金融公庫の方々などから説明を受けたときに、今のよう話を聞き、県民、事業者にとっては大変有利な制度だなと感じて、これによって事業者を助けていくという話を確認して、中小企業の変動対策融資についてお伺いしました。

令和3年度の経済対策の変動融資の融資状況はどのようになっているのか、また、それによってどのような成果があったのか、お聞きしたいと思います。

三科産業振興課長 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した先ほど説明しました2本の融資ですが、まず、

不況業種対策関係融資につきましては55件、6億670万円が融資されたところです。経済危機・災害復旧関係につきましては280件、27億6,561万円が融資されております。

あわせて、令和2年度に終わりました、いわゆるゼロゼロ融資につきましては、3月末まで受け付けて、令和3年度に実行されたものが735件、143億5,434万1,000円ありました。この3つの融資を合計して、1,070件、177億円余りが融資されたところであります。令和2年度に比べて減少しておりますが、県内の約4割の企業が使っており、金融支援を必要とする企業には十分な資金が行き渡ったと考えております。

白壁委員

融資の金額、件数を述べていただきましたが、効果とは、例えば、通常は年間このくらいの件数、もしくは負債総額で倒産する企業もあるところが、この融資によって、この程度に抑えることができたというのが効果だと思います。そういうところをお示しいただければと思いますが、データはありますか。

三科産業振興課長 今、委員から指摘がありましたように、効果という面では2点あるかと考えております。

1点目が、先ほど申し上げましたが、県内企業の4割が利用したということで多くの企業に届けられたところ。もう一つは、倒産を抑制したところかと思っております。令和3年度の県内の負債総額1,000万円以上の倒産件数は20件で、コロナ前の令和元年度以降最少でした。全国でも鳥取県に次いでコロナ倒産は少ない件数でしたので、そういう意味でも企業の最悪の事態を避けられる効果を生んだと考えております。

白壁委員

先ほども言ったように、返済が始まる時期になってくると大変さが現実になってきます。例えば、今、異業種への転換など経済産業省からいろいろなメニューが出ています。

ただ、前回の8回までは30%強ぐらいの採択しかなくて、本当に日本の経済に役に立ったのかというと、さてさてという。来年度予算については、また新たなものが出てくるという話も聞いております。国もしっかり考えてくると思いますが、県として、例えば、返済のリスケジュールを国に要望するなど考えていかないと、これからの先々は大変厳しい状況になると思います。相対的に俯瞰して、部長のお言葉をいただいて質問を終わりたいと思います。

山本産業労働部長 今、中小企業の皆様は非常に大きな経済変動の中にあって、来年5月以降、猶予期間がよいよ終わり、返済の始まるピークを迎えるタイミングでございます。ここに、どのような融資姿勢で臨むか、金融機関に対して条件変更やリスケジュールを含めて、借り換えに柔軟に応じていただくことを金融機関の皆様をお願いしていきたい。それは、先ほどお話がありました伴走型の融資も含め、金融機関に柔軟な融資姿勢で臨んでいただくことを、春にも行いましたが、今後、金融機関との意見交換会を通じてお願いしてまいりたいと考えております。

また、これから国の補正予算が出てくると思いますので、それに応じて、県の制度融資についても、どのような形で取り組んでいくべきか、企業の立場に立って、どのような支援が求められているかという視点から検討してまいりたいと考えております。

（やまなし地域産業活性化プロジェクト支援事業費補助金について）

渡辺委員

まず、決算説明資料の産の6ページ、やまなし地域産業活性化プロジェクト支援事業費補助金9,210万4,000円について、意見書に基づき何点かお伺いします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって大きな影響を受けた産業への支援策と承知しておりますが、この補助金の概要も含めた事業目的についてお伺いいたします。

行村成長産業推進課長 委員も御指摘のとおり、この事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ県内経済の反転攻勢を図るため、国の地方創生臨時交付金を活用し、令和3年度9月補正予算に計上させていただいた臨時事業でございます。

具体的には、県内の事業者団体が新たに開催するキャンペーンやイベントなど、消費喚起や需要拡大を図る取り組みに必要な経費を支援することにより、地域産業の活性化や県内経済の回復を図ることを目的に実施した補助事業でございます。

渡辺委員

県内産業の支援策ということで、令和3年度も新型コロナウイルスが蔓延して感染拡大が続いていた状況の中、そういった試みをしていただいたことは、よかったなと率直に思っております。本補助金については、県が直接、各事業者さんから申請を受けるのではなく、どこかの事務局的な事業者さんを選定して、その後、事業者さんが先ほど説明があった各種イベントやキャンペーン等の申請を受けるつくりになっているかと思えます。そこで、事務局的なものも含めて、事業者選定の経緯と、その後の各種キャンペーンの公募を含めて、その経緯と結果について伺います。

行村成長産業推進課長 委員の御指摘のとおり、業務を円滑に実施するために、事務局を担う団体を公募により選定し、この事務局を通じて補助事業者の募集、補助金の交付などを行うスキームになっております。まず、事務局を行う団体につきましては、予算議決後の10月7日から10月13日までの間、県のホームページを通じて公募を行い、審査の結果、H I Sセレオ甲府営業所を選定したところであります。

補助対象になる事業者ですが、県や事務局のホームページを通じて、令和3年度中に計4回の公募を行い、また、商工団体等も通じて広く周知を図ったところでございます。

その結果、52団体からの応募をいただき、外部の有識者を交えた審査会を経て、補助事業者は計41団体を選定しまして、1団体当たり最大300万円の補助金を交付したところでございます。令和3年度の執行額は、委員の御指摘のとおり、9,210万4,000円となっております。

渡辺委員

事務局は、H I Sさんが公募に応じて、申請して決まったとのことですが、これに限らず、公募の期間が10月7日から10月13日までと、若干期間が短いのではないかなと思うところでございます。それはそれとして、実際に補助金を交付した団体が41団体ということで、先ほど、イベントやキャンペーンという答弁がありましたが、実際、この最大300万円の補助金を使ってどのようなイベントやキャンペーンを行ったのか、お伺いいたします。

行村成長産業推進課長 補助事業者41団体の内訳を申し上げますと、甲府商工会議所など商工関係が8件、富士五湖観光連盟など観光関係が7件、県ワイン酒造組合など事業者団体が10件、中央市農業振興公社など農業関係が4件、その他が12件となっております。具体的な取り組みとしましては、県ワイン酒造組合による山梨ヌーボー・山梨ワインフェア、これはイトーヨーカドー甲府昭和店において開催したものでございます。

それから、富士五湖観光連盟によるSNSを活用した観光キャンペーン、これはワクチンを2回接種した方が富士五湖に来訪した際に撮影した写真を連盟のツイッターに投稿すると、抽選で名産品をプレゼントするというイベントでございます。

それから、西桂町商工会によるデジタルスタンプラリー、これはLINEのポータルサイトを構築し、友達登録をしてくれた方を対象にデジタルスタンプラリー、抽選会を実施しております。

その他、都内での県産品の販売やPR、アウトドアサウナなどの集客イベントに対して助成を行ったものであります。

渡辺委員

特に商工団体や農業団体等も含めた、さまざまな団体がキャンペーンやイベントを行う中で、新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか集客や売上げが上がらない産業を支援していくキャンペーンに補助されたことがわかりました。これは臨時事業ですが、令和3年度にこういったキャンペーンやイベントに補助金を支出したことを踏まえ、本事業の成果を県としてどのように考えているのか、最後にお伺いします。

行村成長産業推進課長 実際には実施した事業者からも、新型コロナウイルス感染症の拡大により打撃を受けた地域のにぎわいの創出や消費拡大、販路拡大等が図られたとの声を多数いただいているところです。県といたしましても、コロナ禍における地域経済活動の回復等へ向けた活動、また、その先における反転攻勢という観点から、一定の効果があったものと考えているところであります。

（学校における働き方改革の推進について）

鷹野副委員長 主要施策成果説明書の46ページ、学校における働き方改革の推進についてお伺いします。昨今、教員の多忙化が社会的な注目を浴びており、教員選考検査の倍率も非常に下がっており、若者に教職が敬遠される大きな要因の一つであると思っております。そういう中、教員の人材確保において、学校における働き方改革は本当に急務だと思っております。

そこで、令和3年度、山梨県の公立学校における働き方改革に関する取り組み方針に基づいた取り組みが1年目であったことは承知しておりますが、どのような取り組みを行ったのか、まず、お伺いしたいと思えます。

望月教育企画室長 まず、勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定に取り組み、ICTの活用による勤務時間の客観的な把握と管理、学校閉庁日の設定やきずなの日の着実な推進を行いました。また、校務の精選・効率化・明確化に取り組み、各学校の実情を踏まえた行事や会議などの見直し、ICTなどを活用した業務改善、スクール・サポート・スタッフや学力向上支援スタッフの確保・活用を図りました。さらに、部活動運営の適正化・部活動指導の負担軽減にも取り組み、部活動ガイドラインの遵守や部活動指導員の任用、休日部活動の地域移行に向けた調査・研究を行いました。

鷹野副委員長 きずなの日の着実な推進という取り組みがありましたが、きずなの日とは、どのようなもので、どのような効果があったのか、お尋ねしたいと思えます。

望月教育企画室長 きずなの日とは、放課後に会議や部活動を実施せず、教員が児童生徒と向き合う時間を創出するもので、令和3年度は8割以上の学校が年20回以上実施しました。また、きずなの日に合わせた定時退校日の設定や定時以降、早めに退校することを管理職が促すことにより、働き方改革を意識づける効果がありました。

鷹野副委員長 最後に、働き方改革推進委員会が2回開催されたと承知しておりますが、外部の方の学校現場に対する意見が重要と考えておりますが、委員の構成や協議の内容についての詳細をお伺いしたいと思えます。

望月教育企画室長 委員は、県教育委員会の事務局のほか、外部の意見を取り入れるため、各PTA団体代表や市町村教育委員会の代表、各校長会代表に加わっていただきました。

推進委員会は、10月と3月に開催し、取り組み状況報告のほか、国の働き方改革調査結果に基づく分析や令和4年度の取り組みの方向性につきまして協議しました。この協議に基づき、令和4年度は、働き方改革の事例収集やモデル校での実践、好事例の横展開などに取り組んでおります。また、PTA団体と学校における働き方改革について、意見交換を行いながら連携を進めてまいります。

鷹野副委員長 学校における働き方改革は、教員の業務の負担の増加など大きな課題がありますが、特に特効薬があるわけではないことも承知しております。いずれにしても、一人一人が当事者意識を持って本気で取り組むことによって、教員の働き方改革が進み、その結果、優秀な教員の人材確保が進めば、本県の教育にとって非常に好ましい状況になる、大きな成果があると思えます。

（いじめ対策・不登校支援のための体制整備について）

次に、成果説明書の46ページ、いじめ対策・不登校支援のための体制整備についてお伺いします。先月27日に文部科学省が公表した、令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数が61万5,351件で、前年度に比べて9万8,188件、率にして19%増加している状況です。また、小中高等学校における不登校児童生徒数は29万5,925人で、前年度から比べると5万6,747人、率にして23.7%増加している状況です。

そこで、国の調査結果では、前年度と比べ大幅に増加している状況ですが、本県の令和3年度はいじめ認知件数・不登校児童生徒数は、これまでと比較してどのような状況が見受けられるのか、お伺いしたいと思います。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 令和3年度の本県の小中高等学校及び特別支援学校はいじめ認知件数ですが、7,150件、前年度から850件増加しました。また、不登校児童生徒数は、小中高合わせて1,681人、前年度から258人増加しております。現行調査になって以降、いじめの認知件数は、令和元年度に続いて2番目、不登校児童生徒数は過去最多となりました。

鷹野副委員長 数字をいただいたところでございますが、前年度に比べて、いじめ認知件数・不登校件数ともに増加し、過去最多とのことですが、その要因についてお尋ねしたいと思います。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 いじめの認知件数に関しては、いじめの積極的な認知に対する理解が広がっていることに加え、部活動や学校行事などのさまざまな活動が徐々に再開されたことによる接触機会がふえたことが主な要因であると考えております。不登校児童生徒数に関しては、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化や生活リズムの乱れ、学校生活におけるさまざまな制限から、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなどが主な要因と考えております。

鷹野副委員長 最後に、主要施策成果説明書にスクールカウンセラーの配置状況が記載されておりますが、小中学校には全校配置されるなど、環境整備が非常に進んでいることは承知しております。そういう中で、いじめ解消や不登校児童生徒へのきめ細やかな支援にはスクールカウンセラーの資質向上が非常に重要であると考えておりますが、その取り組みについてお伺いしたいと思います。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 県では、年3回、スクールカウンセラーと配置校の担当教職員を対象にスクールカウンセラー研究会を開催しております。研究会では、事例研修等を通して、各学校の優れた取り組みの横展開を図るとともに、カウンセリングやコンサルテーションのあり方等についても、情報交換や研究協議を行っているところです。また、チーフスクールカウンセラーなどを講師として、いじめの防止対策推進法や愛着障害の理解など、専門職として必要な知識の習得により、資質向上に努めているところです。

（水素・燃料電池関連産業の集積について）

清水委員 県民一人一人が豊かさを実感できる山梨県の実現のため、山梨県総合計画の中に5つの戦略が明記され、鋭意実行されてきましたが、今回のコロナ禍で、世の中の価値観や生活様式が一変し、さらには、世界各地で起こっている非日常の日常は、山梨県の健全性にも大きな影響を及ぼすこととなりました。こうした中、令和3年度決算の質問に当たり、県民の皆様のかけがえのない税金の有効活用度を示す高付加価値化の観点から、幾つか質問させていただきます。

まず、主要施策成果説明書3ページの水素・燃料電池関連産業の集積についてであります。次世代エネルギーとして世界中からも注目されている水素・燃料電池ですが、この分野の開発推進とあわせて、関連産業のフィールド拡大を図っていくことは、山梨県の産業界にとって最優先課

題と考えております。

そこで、令和3年度までに本産業へ参入した企業数は、先ほどお話がありました75社とのことですが、どのような業種から何社進出したのか、お伺いいたします。

行村成長産業推進課長 75社のうち、全体の84%、63社が製造業の企業になっておりまして、中でも最も多いのは金属製品製造業で全体の16%、12社を占めております。具体的には、水素配管や金属メッキ加工、金属プレス加工などの企業が参入しているところです。また、電子部品、デバイス、電子回路製造業、電子器具製造業など、いわゆる総称して機械電子関連の企業につきましては36社を占めております。また、これらのほかに、卸小売業として高压ガスの販売業などの分野からも参入があるところです。

清水委員 産業集積をさらに進めるためには、自動車、二輪車などの世界的メーカーが立地する静岡県をはじめ、広域的な企業間の連携あるいは行政間の連携も必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

行村成長産業推進課長 委員の御指摘のとおり、広域での連携は非常に重要と考えております。特に静岡県は、西部を中心に自動車や光・電子をはじめとした産業の裾野が広がっておりますので、大変高いポテンシャルを持っているものと考えております。また、浜松市とは昨年12月に、地域連携に関する共同宣言もやっております。こういった先進的スタートアップと本県企業によるイノベーションに向けた連携軸にも期待しているところです。これまでの取り組みとしましては、静岡県・山梨県の両県の産業部局、エネルギー部局による連携協議会を立ち上げ、情報共有や連携事業の検討・進捗管理等を行っているところであります。

また、山梨大学の人材養成講座を静岡県側に一部開放しております。また、中央日本4県サミット、静岡県、長野県、新潟県、そして本県でございまして、こちらでも脱炭素の実現に向け、P2Gシステムで製造した水素の利用拡大等が議題になっており、今後も引き続き、本県が中心となり、県域を超えた産業の振興に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

清水委員 本産業への参入企業支援計画のロードマップはどのようになっているのか、お伺いいたします。

行村成長産業推進課長 総合計画におきまして、本産業は医療機器関連産業とともに成長産業として本県経済を牽引する産業として育成することとしており、令和4年度末までに参入企業数を70社とすることを目標としております。この目標につきましては、現在、令和3年度末までで75社と目標を前倒して達成しております。

今後は、参入企業の実際の事業化・取引拡大に向けた支援が重要であると考えておりますので、全国の技術・発注ニーズを調査し、県内企業とのマッチングを推進していくことが肝要と考えております。また、今後の市場拡大を見据え、県内企業が将来性のある研究開発を行えるよう、成長性や本県の優位性が見込まれる研究テーマについても調査を行い、新技術や新製品の開発を、後押ししてまいります。

清水委員 産業技術センターにおける評価事業とはどのような内容か、お伺いいたします。

行村成長産業推進課長 産業技術センターにおける評価事業は、国が燃料電池の普及拡大に向け、性能や耐久性の向上、生産能力の拡大などの諸課題を解決するためのプロジェクトを推進しており、本県では、平成27年度から令和元年度までに、まず、国の研究開発法人であるNEDOの委託を受け、燃料電池評価・解析事業を実施し、高い評価を受けていたところです。令和2年度以降は、国の第2期プロジェクトとして、引き続き、評価事業を受託しているところでございます。

具体的には、全国の大学や大手企業から提供される燃料電池の新規開発材料につきまして、さ

さまざまな条件により評価・解析を行い、測定結果をフィードバックするとともに、技術課題につきまして改善の方向性を提示し、新規材料開発の促進に寄与していると理解しております。

清水委員 最後に、山梨県産業技術センター、山梨大学、進出企業の役割分担があると思いますけども、それぞれの役割分担はどのようになっているのか、お伺いいたします。

行村成長産業推進課長 まず、世界に冠たる研究機関である山梨大学につきましては、協定締結、また、旧知事公舎等の無償貸与などを通じて協力関係を結び、技術人材の育成や県内企業の研究開発支援を行っているところで、県内企業と山梨大学の共同研究により、実際に製品が生まれているところがあります。

産業技術センターにつきましては、国のプロジェクトに参画することにより、多くの高水準の知見を得ており、セミナーや技術相談等の機会を通じて、県内企業に還元をしております。また、産業技術センターの役割といたしまして、製品開発の技術支援等を通じて技術力の向上、本県産業への参入促進につなげることとしております。

県は、国への要望、特に規制緩和等や県外の関係機関との関係構築、ビジネスマッチングなどの産業振興施策により、全体調整とバックアップをしているところでございます。県としては、関係機関とともに、水素・燃料電池関連産業の主役となるべき進出企業がふえ、また、産業全体が成長していくことができるよう、県内企業の高い技術力を活用した産業展開を進めてまいりたいと考えております。

清水委員 我々人類に全く新しい生活を提供すると言われている水素開発のトップランナーとして、これからもしっかりと世の中をリードしていく事業推進をお願いして、次の質問に移ります。

（学校における働き方改革の推進について）

次に、主要施策成果説明書46ページの学校における働き方改革の推進について、何点かお尋ねいたします。子供たちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うためには、教員の多忙化改善は最優先課題と考えます。そのためには、多忙と言われる教員の現状業務をしっかりと把握することが働き方改革のスタートラインと考えております。

まず、教員の時間外勤務の現状と主たる業務の内容について、お伺いいたします。

望月教育企画室長 教員の時間外業務につきましては、一昨年度調査した結果によりますと、平日時間外勤務がある教職員は、小中学校では98%以上、高校では97%以上でした。時間外勤務の平均時間は、2時間から2時間半でした。また、業務内容につきましては、どの校種も授業準備が最も多く、それ以外では、小中学校での朝の業務や係・校務文書の業務、高校では、部活動や生徒の個別指導でした。土日に時間外勤務がある教職員は、特に中高が多く、半分以上の教職員が行ってまいりました。時間外勤務の平均時間は5時間以上となっており、主な業務内容は部活動となっていました。

清水委員 取り組み方針の達成状況をどのように把握し、検証しているのか、お伺いします。

望月教育企画室長 各学校では、働き方改革の取り組みを記録するアクションシートを活用し、年度当初に取り組みについて計画を立て、年度末に自己評価を行っております。教育委員会では、県下の全学校からアクションシートを回収し、各校の自己評価をまとめ、取り組み方針に基づく取り組みを達成できた割合と達成できなかった割合から検証しております。また、検証結果は、働き方改革推進委員会において報告しております。

清水委員 次に、学力向上スタッフとありますが、この学力向上スタッフとはどのような人物を指し、具

体的にはどのような仕事をするのか、お伺いいたします。

秋山義務教育課長 学力向上支援スタッフは、学級担任を補助し、学習内容の定着や学習意欲の向上に向けて児童生徒の支援を行うもので、退職教員など地域の方を含めた多様な人材が任用されております。

具体的には、各学校の実情に応じ、授業中においては担任による指導の補助、また、理解が十分でない児童生徒への個別指導などを行っております。授業外におきましては、宿題や学習プリント、作文などの採点、評価コメントの記入を行うほか、児童生徒への補習や保健室などの別室において、不登校傾向の児童生徒への個別指導にも当たっております。

清水委員 最後に、スクール・サポート・スタッフとありますが、このスクール・サポート・スタッフとはどのような人材で、具体的には何をするのか、お尋ねいたします。

秋山義務教育課長 スクール・サポート・スタッフは、学校の働き方改革を踏まえ、教員の負担軽減を図るためのさまざまな業務を行うものであり、地域の多様な人材が配置されております。

具体的には、学校や地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症対策のための消毒作業などにとどまらず、教員の事務を支援するため、学習プリントの印刷や授業準備などを行っております。また、来客や電話対応、登下校指導など、これまで主として教員が行っていた業務についても補助を行っております。

清水委員 教育は全てに優先すると私は常日ごろ思っております。教育を推進する教員の働き方改革は次世代にも大きく影響しますので、しっかりと推進をお願い申し上げます。

（魅力ある高校づくりの推進について）

笠井委員 まず、主要施策成果説明書の48ページ、魅力ある高校づくりの推進についてお伺いいたします。平成21年度策定の県立高等学校整備基本構想に基づき、学校再編や地域連携、単位制ほか特色ある高校づくりがこれまで進められてきました。令和2年度からは、山梨県立高等学校長期構想2020に基づいて、魅力と活力ある高校づくりが推進されたと承知しております。

さて、先日公表された令和4年度中学校卒業予定者の第一次進路希望調査の結果では、学校ごとの倍率には依然偏りが見られます。魅力ある高校づくりにおいて、具体的にどのように取り組まれたのか、お伺いをいたします。

望月教育企画室長 県教育委員会では、令和2年の3月に、山梨県立高等学校長期構想2020を策定し、各学科における魅力ある教育活動の指針を示しており、各学校では、この方針に基づき国の事業を活用するなどし、魅力ある学校づくりに取り組んでおります。

また、令和3年度からは、県教育委員会で定めた学校の社会的役割であるスクールミッションに基づき、全ての高校が魅力ある高校づくりや特色ある教育内容について、スクール・ポリシーという形でまとめ、ホームページなどでPRしております。

笠井委員 伝統のある高校や歴史をつくり育てる高校、それぞれの特色を生かして、また、新たな取り組みを通じて在校生の夢を育み、卒業生にも誇りに思ってもらえる学校づくりの後押しを期待しております。

ところで、外国籍生徒の受け入れや不登校生徒たちに対する高校進学対策、受検への対応は、長期構想2020の中でも重要な課題に挙げられています。この点について、どのように取り組まれたのか、お伺いいたします。

望月教育企画室長 まず、外国籍生徒の受検につきましては、高校の入学定員とは別枠とし、日本在留期間が7年以内であれば、特別措置として5教科の中から自己選択した3教科での受検を可能としており

ます。また、特に日本語指導が必要な生徒を対象とした教育課程のある笛吹高校、都留興譲館高校、中央高校を受検する際には、2教科での受検が可能となるよう配慮しております。

次に、不登校生徒に対しましては、いじめや不登校が多様化し、欠席理由の判断が難しくなっていることや、中学校から高校へ提出する事情説明書に加え、生徒みずから欠席理由や入学の抱負などを学校長に伝えるための自己申告書を提出できるようにしており、学校長は、可否の総合的判断の資料として用いることができます。

笠井委員

さまざまな生徒や家庭の環境がある中で、学校がよりどころの一つ、居場所となれるように、子供たちの可能性を開く学校生活環境の支援の充実を望んでおります。

一方で、令和3年度の成果として、全国募集実施校が5校、コミュニティスクール制度実施校が3校と報告されていますが、これはどのような目的で実施されたのか、お伺いいたします。

望月教育企画室長 全国募集につきましては、学校を代表する部活動や特徴的な学科で全国から生徒を募集することにより、学校の活性化や地域の活性化を図る目的で実施しており、令和3年度入試から実施しております。また、コミュニティスクールにつきましては、学校と地域、保護者がともに当事者意識を持って学校の運営に取り組み、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることを目的として実施しており、令和2年度から実施しております。

笠井委員

全国募集実施校は始めたばかりということで、また、コミュニティスクールの推進には地域住民や保護者の協力が不可欠であり、学校による適切な情報公開や住民交流の窓口の設置など、地元自治体と連携して進めていただき、持続可能な学校運営が進むことを期待いたします。

全国募集校については、特に県境に近い地域では、他都県の高校への進学も少なからずあるようですし、スポーツ環境などでは、他都道府県に進学する生徒もいれば、県外からの新入生もいると思います。学校の魅力を地域の魅力と連携して磨き上げ、全国有数のオンリーワンの存在感のある学校が県内公立校の中から生まれることになれば、素晴らしいことだと期待しております。

（学校における働き方改革の推進について）

次に、主要施策成果説明書の46ページ、学校における働き方改革の推進についてお伺いいたします。月当たりの時間外在校等時間が月80時間を超過した教育職員の割合の推移について、お伺いいたします。

望月教育企画室長 県の総合計画におきまして、月当たりの時間外在校時間が80時間を超過する教育職員の割合をゼロにするという目標を掲げております。その算出方法につきましては、時間外勤務が月80時間を一度でも超えた場合はカウントするというもので、県全体では、令和元年度は33.4%、令和2年度は23.6%、令和3年度は25.7%と推移しております。基準年となる平成29年度の32.5%に対し、令和3年度は25.7%と、マイナス6.8ポイントとなっており、多忙化改善の取り組みや働き方改革の周知により、確実に進捗は見られるものの、計画どおりには進んでいない現状でございます。

笠井委員

着実に進められているということで、いわゆる職場の残業をなくすことは、決して楽をすることではなくて、時間内労働の勤務の密度をより濃くすることが求められると考えます。現場での苦労は多々あるかと思いますが、職場環境や体制面、柔軟な勤務形態など、より一層のサポートを教育委員会にはお願い申し上げたいと思います。

また、土日の部活動顧問の活動時間は、3時間程度までを推奨されているとお伺いしました。これを超えて4時間以上活動されている顧問も部活動の内容によってはいらっしやると思われるのですが、その割合を減らす取り組みの状況についてお伺いいたします。

金井保健体育課長 県教育委員会では、平成30年にやまなし運動部活動ガイドラインを策定し、休日の部活動指導における顧問の負担軽減を図るため、各学校で年間活動計画の作成や複数顧問の配置を行うよう働きかけ、基準とする指導時間が遵守できるよう努めております。また、基準としている指導時間を超過した顧問に対しては、管理職が状況を聞き取り、適切な指導時間を遵守するよう、個別指導などを行っております。

こうした努力と取り組みにより、休日における指導時間の平均が4時間を加える顧問の割合が公立中学校では平成29年度に57.6%であったところ、令和3年度には6.6%で51%減少、県立高等学校では平成29年度に44.3%であったところ、令和3年度には17.0%で27.3%減少し、一定の効果はあらわれてきているものと考えております。

県教育委員会では、引き続き、市町村や学校と連携しながら、校長会や各種研修会などを通じて指導時間の遵守を働きかけるとともに、特に長時間指導が常態化している顧問に対しては、管理職からの個別の指導を徹底するなど、顧問の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

笠井委員

学校部活動の地域移行も進められていると伺っております。土日の部活動顧問の時間は大分改善が進められているとのことですが、指導者の確保や部員の費用負担などが学校部活動の地域移行の課題として出てくると思います。コミュニティスクール等の進展ともあわせまして、行政や地域、また、保護者との連携で、一番大切なのは子供たちがそういった活動へ取り組む環境、子供たちのための環境を整えていただければと願っております。

ところで、統合型校務支援システムについて、システムの概要と運用の効果についてお尋ねをいたします。

秋山義務教育課長 統合型校務支援システムとは、学校において名簿管理、成績処理、健康管理などの学校事務を統合し、一元管理できるようにシステム化したものでございます。本県におきましては、令和2年4月から運用を開始し、令和4年4月からは全市町村（組合）教育委員会において導入が完了し、運用を行っております。

システム利用による効果としては、これまで手作業で行われていました出席簿や通知表などの帳票作成がデジタル化され、作業の効率化が図られております。また、各種通知や調査への報告が電子データでのやり取りになり、発送や集計業務に係る負担の軽減が図られております。

笠井委員

既に、全県で導入が図られているとのことですが、校務におけるICTの活用の促進は文部科学省も進められているようですが、各種あるアプリケーションが県内で統一されているかどうか、私は存じ上げませんが、運用のコストパフォーマンスや活用のノウハウについては、ぜひ県内で共有することで、先生方がより授業や教務に専念できる環境が整えられるよう期待をいたしております。

一方、コロナ禍をきっかけに加速された学校ICT環境の整備と児童生徒への一人一台端末の導入に伴い、教材の作成やタブレット操作の方法など、学校現場での新たな負担が増してしまっただけでは本末転倒になりかねません。この点で、今、改めて勤務時間外の持ち帰りの業務等を生じさせないために、県としてどのような対応をされたのかお伺いいたします。

望月教育企画室長 一人一台端末の導入によるICTの活用につきまして、活用事例や教材の共有化を図るとともに、研修を充実させるなど、効率的・効果的な活用に向けた取り組みを図り、一人一台端末の導入により、業務が増加しないよう業務負担の軽減につなげてまいりました。

また、県立学校につきましては、日常的な教員のICT活用の支援を行うICT支援員を配置し、教員の業務負担の軽減を図っております。市町村へは、ICT支援員の配置に向けて国の地方財政措置を積極的に活用するよう働きかけを行っております。

（医療機器関連産業の集積について）

桐原委員 医療機器関連産業の集積について、主要成果説明書3ページ、電子版では10ページについてお尋ねをいたします。

メディカル・デバイス・コリドー推進計画は、3年間の2年目の事業であると承知をしております。医療機器関連産業の集積のため、メディカル・デバイス・コリドー推進センターを設置したとのことですが、どのような組織で、どのような活動を行ったのかお尋ねをいたします。

行村成長産業推進課長 メディカル・デバイス・コリドー推進センターにつきましては、医療機器関連産業への県内企業の新規参入や販路拡大を目指す企業のためのワンストップでの支援機関として、豊富な企業情報を持つやまなし産業支援機構内に設置した組織であります。医療機器産業に精通した専任のコーディネーターと県内企業を熟知した支援機構の職員が、医療機器メーカーと県内企業とのマッチングを行うほか、臨床ニーズの収集や試作品評価等につきまして、医療現場との橋渡しを行っているところであります。

また、企業独自では対応が難しい知財、法規制等に対する相談や専門人材の確保、資金調達などにつきましても、センターの専門性の高さネットワークを生かした伴走支援を行っているところであります。

桐原委員 メディカル・デバイス・コリドー推進センターの設置の成果と実績についてお伺いします。

行村成長産業推進課長 令和2年6月に開所し、企業から寄せられた相談件数は令和3年度末で1,000件を超えており、参入企業数につきましても、既に目標である100社を前倒しで達成し、123社まで増加しているところです。

また、これまでに数十億円規模の大型契約を含む複数のOEM受注が成立しており、推進センターが支援した企業の医療機器分野の生産額の伸びは100億円超となっております。

桐原委員 県が支援している参入業者の具体的な取り組みの実例について伺います。

行村成長産業推進課長 2社、御説明をさせていただきます。1社が加藤電器製作所さんで、半導体製造で培った技術力と生産体制を生かし、医療分野拡大を模索していたところ、推進センターが、県外の呼吸器関連メーカーが廃液用ディスプレイ製品、痰を捨てるための使い捨て容器ですが、輸入から自社製品に切り替えるために国内で協力工場がないか探しているとの情報がございました。

このメーカーさんの条件が、クリーンルームを保有する高い品質管理体制と自動化技術による生産体制とのことで、まさに加藤電器さんと同社がマッチングをしましたので、契約が成立し、現在、量産が既に開始されているところであります。また、芙蓉実業さんは、ファナックさんの協力企業として優れたロボット技術を有しておりますが、人手不足の医療現場に自動化・省力化技術で参入できないかの御相談が推進センターにございました。

そこで、推進センターが山梨大学医学部附属病院との橋渡しを行い、医療現場のニーズを抽出し、薬剤等の搬送機能を持たせた自律走行型搬送ロボットの試作機が完成し、現在、同病院において実証実験を行っているところであります。

桐原委員 すばらしい実績があることが理解できました。そんな中でも、この推進センターにも課題があるものと考えます。課題解決に対する県の考えをお尋ねいたします。

行村成長産業推進課長 医療機器は、特有の規制への対応や試作機の実証、治験のための医療機関とのパイプづくりなど、特有の課題がたくさんある分野ですので、平時に、専門家派遣やコーディネーターによる支援を通じた丁寧な対応を継続していくことが肝要と考えてございます。

また、昨今はコロナ禍で医療機器を含む戦略物資の国産化が世界的な潮流としてあり、国内での協力企業を求める医療機器メーカーのニーズをいち早く収集することが重要になっております。

そのため、首都圏の医療機器メーカーを集中的に訪問し、部材などの発注ニーズの収集を重点的に進めておりますけれども、今後、海外展開を視野に入れ、県外・国外とのマッチング支援の充実が肝要であると考えております。

また、成長分野である医療機器産業につきましては、現在多くの自治体でその産業振興に取り組んでおり、一歩抜きん出た施策を展開するためには、市場や業界の潮流を先読みし、ほかとは差別化を図った取り組みが求められておりますので、この問題意識を常に持ち、新たな成長性・発展性を取り組めるよう、本産業の進展を進めてまいりたいと考えております。

（企業立地の促進について）

桐原委員　さらなる推進に向けて御尽力いただきますようお願いいたします。企業立地の推進について、主要成果説明書3ページ、電子版では10ページになります。工業団地を整備する市町村への支援、税制優遇を行い、企業誘致を行ったとのことですが、具体的にどのような活動を行ったのかお尋ねをいたします。

行村成長産業推進課長　県では、市町村等が行う工業団地の整備に必要な道路、上水道等の基盤整備に必要な費用を補助しているほか、経済的波及効果を及ぼす成長性の高い分野の事業者に対しましては、地域未来投資促進法に基づく税制優遇等の支援を行っております。また、本県での立地や事業拡大を行うために設備投資を行う企業に対し、産業集積促進助成金による支援を行っております。

また、昨年度は、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、一昨年を86件上回る356件、約1日に1件の企業訪問を行っているところであります。企業立地ガイドや立地環境PR動画を作成して、活用しながら誘致活動を行ったほか、名古屋市や横浜市で開催されました大規模展示会などにも出展をして、充実した支援制度のほか、従業員向けに子育てのしやすさや豊かな自然など、本県の優位性につきましてもアピールをしているところであります。

桐原委員　その成果について、お伺いをいたします。

行村成長産業推進課長　昨年度も含め、報道等にもあるとおり、企業立地につきましては順調に進んでおります。まず、成果説明書に記載したとおり、令和3年度は産業集積促進助成金を11社に交付しており、税制優遇の適用が受けられる地域未来投資促進法に基づく事業者の立地計画をつくらないといけないのですが、こちらの承認は16件となっております。この助成金を交付した11社の企業の投資額は169億円に達しており、県内の97名を含む110名を超す新たな雇用が生まれているところであります。

また、市町村等が行う工業団地整備につきましては、南アルプス市の1地区の基礎調査や笛吹市及び南アルプス市の3地区の基盤整備を補助し、現在、市において当該場所における企業誘致活動が行われているところであります。

桐原委員　令和3年度の市町村等への工業団地整備への支援は4件とのことですが、令和2年以前も含めると、これまで県が整備支援をした工業団地の市町村別の状況についてお伺いをいたします。

行村成長産業推進課長　平成29年度に創設した制度でございますが、平成29年度から令和3年度までの市町村等工業団地整備促進事業補助金につきましては、5市町村に対し、2億9,135万3,000円であります。内訳につきましては、韮崎市土地開発公社に約1億5,000万円、北杜市に約240万円、南部町に約1,400万円、笛吹市に約1億円、南アルプス市に約2,600万円を交付しております。

桐原委員　市町村にばらつきがあるなという感想です。このばらつきの解消施策として、その課題解決にどのように対応していくのかお伺いをいたします。

行村成長産業推進課長 委員の御指摘のとおり、工業団地の整備につきましては、人員やノウハウ、多額の予算が必要になりますので、市町村によって取り組みに差が生じている現状があるところは承知しております。県としては、まず、産業集積促進助成金につきましては、市町村との協調助成という体制を取っておりますので、こうした助成制度のない市町村には、県の産業集積促進助成金を交付できませんので、早急な制度創設をお願いしております。

また、市町村に対し、市町村等工業団地整備促進事業のPRを行うとともに、企業から立地に係る問合せがあった場合には、要望内容に応じて情報提供して、市町村が工業団地整備等に取り組む機運の醸成を図りつつ、意欲のある市町村を応援してまいりたいと考えております。

桐原委員

ぜひ営業活動を継続して、ことし活動していたものが来年、再来年に実を結ぶ、継続的なものであると思いますので、一件でも多くの企業誘致が成功しますよう、引き続き御尽力をお願いいたします。

（ワイン産業と醸造用ぶどう生産の振興について）

次に、ワイン産業と醸造用ブドウ生産の振興について伺います。主要成果説明書40ページ、電子版では47ページになります。この質問は部をまたぐものですから、農業部分については、第2グループで質問させていただきます。

本県は、平成25年にワインにおける地理的表示、GIの指定を国内で初めて受けるなど、日本を代表する伝統あるワイン産地であります。しかし、長野県や北海道など、追い上げもあると聞いております。そこで、本県ワインの高品質化に向けて、どのような取り組みを行っているのか伺いをいたします。

三科産業振興課長 本県が高品質なワインの産地であるという認識を持っていただくためには、産地全体の高品質化が必要だと考えております。このため、成果説明書にありますように、産学官が連携して、小規模ワイナリーを対象としたワインの色合い調整方法など、現場での指導に加え、ワイン酒造組合が実施する生産管理、衛生管理を学ぶセミナーの開催支援を行ってきたところであります。

加えて、産業技術センターではワイナリーからの技術相談に対して成分分析や依頼試験を実施するなど各種分析装置の使用法の研修会を実施しているところであります。さらに、センターではスパークリングワインの醸造技術に関する研究をはじめ、各種のワインに関する研究を進めております。この研究成果を企業に還元することにより、ワイナリーの新商品開発やワインの高品質化を支援することにより、県全体のブランド化につながると考えております。

桐原委員

競争が激しくなっているワインの品質、伝統ある山梨県がワイン県山梨と銘を打っておりますので、他県と戦っても勝てる、ワインブランドづくりにさらなる御尽力をいただくようお願いを申し上げます。

（一人ひとりに応じた特別支援教育の推進について）

一人ひとりに応じた特別支援教育の推進について、主要成果説明書49ページ、電子版では56ページになります。やまなし特別支援教育推進プラン2020に基づき、特別支援教育の充実を図っていると承知をしております。障害がある生徒児童の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加に必要な力を養うために、どのような施策を行っているのか伺います。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 県では、施策として交流及び共同学習の推進や体験的な学習に重点を置いたキャリア教育の充実などに取り組んでおります。地域の方々との交流や小中高等学校の児童生徒との共同学習により、経験を広め、社会性を養い、自信を持って自己表現する力を育成しております。また、キャリア教育の充実に向け、各特別支援学校高等部では実際に社会の中で働く

ことを体験する産業現場等における実習を実施し、将来の生活にイメージを持たせ、卒業後の進路選択に生かしているところです。

桐原委員 軽度の知的障害のある生徒が一般就労を目指す、高等支援学校桃花台学園の令和3年度の卒業生の就労状況について伺います。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 令和3年度の卒業生30人のうち、25人が企業に就職しております。企業就労率が83.3%となっております。なお、直近5年間の企業就労率の平均は85%となっております。

桐原委員 最後に、障害の状況に応じた適切な就労に向けた具体的な取り組みをされていると聞いておりますが、この点について伺いをいたします。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 就労に向けては、主に特別支援学校の高等部2年生と3年生の生徒が産業現場等における実習において、障害の状況に合わせて障害福祉サービス事業所や企業で働く体験をしております。障害の程度が重い生徒は、生活リズムや生活習慣の形成、他者との関わりやコミュニケーションの基礎的能力を培う学習を中心に行い、福祉就労を目指しております。障害が軽度である生徒は、企業就労を目指し、作業活動や実習など、実践的・体験的な学習を通して、働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質能力を育むようにしております。

桐原委員 個々の障害に応じた対応はとても難しいものだと、私も体験した一人として感じております。しかし、障害を持たれている方々の社会参画が、一歩でも進むようお願いを申し上げます。

（県立学校のICT環境の整備について）

長澤委員 それでは、主要施策成果説明書47ページ、電子版の55ページになります。県立学校のICT環境の整備について伺います。

ソサエティ5.0時代を生きる子供たちにとって、情報活用能力は必要不可欠な資質であると考えます。新学習指導要領においても、情報活用能力は全ての学習の基盤となる資質能力と位置づけられており、県立学校において十分なICT教育を実施できるよう、環境整備を進める必要があると考えております。

そこでまず、県立学校におけるICT環境の整備の内容について、ICT教育を進めるため、令和3年度に行った生徒用の端末に関するハード整備の主な内容について伺います。

望月教育企画室長 県教育委員会では、生徒3人に1台の割合で公費端末を整備することとし、県立高校では、令和3年8月までにWindows端末を5,325台、特別支援学校では、令和3年3月末までにiPad端末を662台整備いたしました。また、令和2年度から継続して端末の活用に必要な無線LANを整備するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に備えたWi-Fi機器をレンタルし、遠隔教育を実施できる体制も整えました。

長澤委員 ハード面の整備状況はわかりました。円滑にICT教育を進めるには、こうしたハード面の整備とともに、運用支援などのソフト面の支援も必要となると思います。そこで、運用支援の体制整備をどのように進めてきたのかを伺います。

望月教育企画室長 委員の御指摘のとおり、教育現場に新たに導入されたICT機器を教員が活用していくためには、ICTの活用方法やトラブル対応について専門的な知見を持つ民間企業の協力を得ることが非常に重要であります。そのため、県では運用支援について、民間事業者の委託によりICT

支援員を12名配置し、全ての県立学校を支援することといたしました。

具体的には、ICT支援員は週に1回各学校を訪問し、授業で使用する機器の設定などの授業支援やICT機器の利用方法に関する校内研修など、さまざまな支援を行っております。また、ICT支援員が訪問できない場合などに対応するためにヘルプデスクを設置し、学校現場のICTに関するさまざまなトラブルに対応できる体制を整えております。

長澤委員 ハード面・ソフト面とも、ICT教育の環境整備を着実に進めていることはわかりました。ICT教育の推進には、こうした環境整備に加え、実際に授業を行う教員のICT活用指導力の向上が必要であると考えます。環境整備と教員の資質向上を両輪として進めることで、県立学校における質の高いICT教育が実現できるものと考えます。そこで、令和3年度におけるICT活用指導力の向上のための教員への研修の状況について伺います。

望月教育企画室長 教員のICT活用の指導力の向上に向けては、教育委員会や総合教育センター、各学校における研修を推進してまいりました。例えば、各教科等のICTを効果的に活用した事例を紹介し、ICTを使う場面や課題について考える機会を設けました。また、総合教育センターでは、ICT活用指導力研修などの専門研修やICTに関する大学の専門家による講演を開催するなど、さまざまな機会を活用して教員のICT活用指導力向上に取り組んできたところです。

さらに、各学校に対してはICT活用指導力を高めるための校内研修を実施するよう要請しており、各学校では校内研修において実情に応じたICT活用に関する研修を行っていただいております。

長澤委員 今後、デジタル社会の進展に伴い、ICT教育がますます重要になってくると思いますので、引き続きICT環境の整備を進めていくことをお願い申し上げます。

（事業承継の促進について）

宮本委員 まず、主要施策成果説明書の39ページ、事業承継の促進について何点か伺います。コロナ前からの課題ではありますが、中小企業の代表者が高齢化して、なかなか事業承継がなされないことで事業の継続が困難となって廃業していくことが、恐らく我が県のみならず日本全国の課題であると承知しております。そういった意味でも、事業承継をしっかりとやっていくことが喫緊の課題であると思います。

まず、この事業承継の促進に当たり、関係機関との連携強化が非常に重要であると考えておりますが、現時点における推進体制はどうなっているのか、伺いたいと思います。

三科産業振興課長 事業承継をワンストップで支援する体制としまして、まず、やまなし産業支援機構に山梨県事業承継・引継ぎ支援センターを整備しています。これに加え、関係機関が連携して事業承継を促進していくために、実務担当者のレベルでネットワーク会議を設置しているところです。構成メンバーは、商工団体、金融機関、弁護士、税理士などの士業団体、あるいは国の関係機関など、計26の団体が参加しているところであります。

これらの関係機関が連携し、個別企業に対して必要な支援を行っているところですが、ネットワーク会議を定期的で開催することにより、現状や課題を共有して事業承継を促進してきたところです。

宮本委員 次に、活動状況の指標とも言える、先ほどおっしゃったネットワーク構成機関による事業承継診断の実施状況について伺います。

三科産業振興課長 潜在的に事業承継が必要と思われる企業に対し、直接的な接点を持っている商工団体あるいは金融機関などが、後継者の候補あるいは事業承継の準備についてヒアリングを行い、事業承継

計画書の作成につなげるために事業承継診断を行ってきたところであります。

令和3年度の実績は、診断件数3,250件と、国の目標に対して2倍以上の成果を挙げたところであります。コロナ禍で対面の交渉が難しい中、各関係機関がさまざまな機会を接触機会と捉え、見逃すことなく交渉を続けてきた成果と考えております。

宮本委員 3,250件は、すごい数だなと思いました。それを踏まえ、取り組みの最終結果である事業承継の成約件数について伺いたいと思います。

三科産業振興課長 令和3年度の実績は、国の目標である39件に対し、成約は45件となっており、目標を達成しております。内訳は第三者承継が23件、親族内承継が22件となっております。前年度に比べても倍以上の成約件数を実施していますが、第三者承継を今後さらに進めていくために、M&Aのマッチングサービスなどの費用を県の補助対象に加えるなど、対応を進めているところで

宮本委員 ちなみに45件のうち、M&A案件はどのぐらいですか。ほかはどのような形になっているのか、あわせて伺えればと思います。

三科産業振興課長 先ほど実数でお答えしましたが、M&Aが23件、親族内承継が22件になります。

宮本委員 22件の親族承継ができたこともすごいと思いますが、やっぱり、今、M&Aが多いと思うので、そういったところもしっかりとやっていただいて、廃業に至ることないように、事業承継にしっかり取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。

三科産業振興課長 先ほどM&Aが23件と申し上げましたが、第三者承継が23件、親族内承継が22件となっております。

宮本委員 第三者承継とM&Aはどう違うのですか。

三科産業振興課長 第三者承継は従業員の承継なども入っています。先ほどの数字をもう一回申し上げますと、第三者承継が23件で、親族内承継が22件、最初の説明で合っておりましたので、申し訳ありませんでした。

宮本委員 M&Aと第三者承継と親族内の内訳を、もう一度だけ最後に言っていたいただいてもいいですか。

三科産業振興課長 申し訳ありません。M&Aを含む第三者承継という形になっておりまして……

宮本委員 M&Aを含む。

三科産業振興課長 はい。こちらが23件、親族内が22件となっております。

（グローバル人材の育成について）

宮本委員 次に主要成果説明書の47ページのグローバル人材の育成について、何点が伺います。

昨年度の教育厚生委員会で甲府西高等学校を視察させていただき、国際バカロレア事業に取り組んでいて、生徒たちが海外の大学に直接行けるような道筋をつくるのが目的であると思いますが、英語も含むグローバルな教育をされていたことに対して非常に感銘を受けました。今の教育長が当時の校長先生だった気がしますが、国際バカロレアのこれまでの取り組みについて、まず伺いたいと思います。

高見澤高校教育課長 平成31年4月に、甲府西高校が国際バカロレア機構から国際バカロレア校に認定され、令和2年度に入学した国際バカロレア1期生の現在の高校3年生を対象に、令和3年度よりディプロマ・プログラムを開始しております。

令和3年度には、神奈川県立横浜国際高校への先進校視察や教員の資格取得のために必要な国際バカロレアワークショップへの参加、校内研修を実施するなど、教員の指導力向上を図るとともに、バカロレアの授業を主に実施する生徒用ラーニングスペースの施設設備の拡充を行ったところであります。

宮本委員 次に、国際バカロレアでは、これまでどのような教育が展開され、どのような効果を得ているのかお伺いします。

高見澤高校教育課長 国際バカロレアでは、物事を鵜呑みにせずに、まず自分で考えてみて、批判的思考による探究学習や論理的に考えを表現する課題論文などを組み入れた特色的なカリキュラムによる授業を展開しているところであります。これにより、幅広い分野の課題について知識を活用して分析し、その結果や自分の考えを表現するスキルを高める学習に取り組んでおります。

また、全て英語で行われている言語習得の授業では、さまざまな視点から文章や事柄を分析し、自分の意見を構築し相手に伝える授業が行われ、積極的に議論が交わされるようになり、コミュニケーションの能力もスキルも高まってきております。この成果の一つとして、過日行われました山梨県高校生英語ディベート大会において、バカロレアの科目を受講している4名のグループが優勝したところであります。

宮本委員 既に成果が出ているということで、素晴らしいと思いますが、最後に、国際バカロレア教育を通して、どのような人材を育成していくのかお伺いいたします。

高見澤高校教育課長 子供たちは、将来、社会の急速な変化やさまざまな課題に直面する中で、それを乗り越えながら活躍していくこととなります。そのためには、変化や課題を柔軟に受けとめながら、直面する課題について試行錯誤したり、他者と協働したりしながら、新たな価値を創造できる力を身につけておくことが必要となります。このことは、国際バカロレアの理念である「よりよい、より平和な世界を築くことに貢献する探求心、知識、思いやりに富んだ若者の育成」、そのものでありますので、この理念を実現するべく、幅広く社会で活躍できる人材を育ててまいります。

宮本委員 成果も出ていますし、今、課長がおっしゃったように非常に変化が激しい中で、生徒に、キャパシティビルディングというか、どういった教育・教養をつけさせていくかが非常に難しい課題であると思います。しっかりと成果が出ているということで、ぜひ、バカロレアあるいは課題解決、甲府一高の探究科みたいなものも含めて、時代の変化に伴う能力を身につけられる教育を推進していただければと思います。

（新卒者のUIターン促進状況について）

佐野委員 主要施策54ページ、決算報告書156ページ、説明資料の産5ページ、新卒者のUIターン促進状況についてお伺いをします。

将来の県内企業と経済を支えていく若い人材の確保は喫緊の課題であり、県内へ戻ってきたいという意志のある若者に対して、やまなし暮らし支援センターが就職支援の拠点として取り組むことが重要であると考えています。

そこでまず、UIターン就職促進協定校と連携した座談会を2回開催とありますが、参加した若者に対して、どのような効果があったのかお伺いします。

渡辺労政雇用課長 座談会は、就職活動が本格化する前の段階で、U I ターン就職促進協定校の3年生以下の学生を対象として開催しております。

具体的には、県内企業にU I ターン就職して既に働いている若手の社員さんや、県内企業から内定を得ている大学4年生から、山梨で働き暮らす魅力や就職活動の体験談を聞くなどの意見交換を通じて、県内へのU I ターン就職を促進するための事業として実施しているところです。

昨年度は2回開催して、47人が参加しております。事後のアンケートによると、回答者の72.5%が、県内就職の考えがより強くなった、県外就職を希望していたが、県内就職を考えてみたいと思ったとの回答があるなど、一定の効果が出ていると考えております。

佐野委員 次に、オンライン合同就職説明会等を2回開催したとありますが、その取り組み内容と実績を伺いたいと思います。

渡辺労政雇用課長 やまなしU・I ターン企業研究フェア及びオンラインによる合同就職フェアを開催しました。

まず、やまなしU・I ターン企業研究フェアにつきましては、大学3年生以下の学生を対象に、就職活動が始まる前の情報収集の機会として、令和3年度から開催しており、特設サイト上で12月から3月の間、企業の事業内容等を発信するとともに、1月には個別相談会を開催しました。

令和3年度は参加企業が49社、エントリー学生52名、個別相談36件、それからサイトのページビューは5,017件となっているところでございます。

次に、やまなし合同就職フェアにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月に県内及び都内で開催を予定していたフェアを統合し、オンラインで開催をいたしました。

企業による就職説明・個別相談を実施したところ、参加企業は145社、参加者150名となっております。参加者150名のうち、県外から54名の参加があり、オンラインを開催したことで、関東近県だけでなく、遠方からも参加いただくことができたところでございます。

佐野委員 最後に、やまなし暮らし支援センターについて、座談会や合同就職説明会などを、どのようにU I ターン就職、県内就職に結びつけているのか、お伺いをしたいと思います。

渡辺労政雇用課長 県が開催する座談会や合同説明会に加え、U I ターン就職促進協定を締結している大学等で開催される学内での説明会など、U I ターン就職関連のイベント参加者に対し、やまなし暮らし支援センターへの登録を促しているところでございます。

登録をしてもらうことにより、やまなし暮らし支援センターでの相談利用への誘導や就職支援情報、イベント情報を発信するなど、プッシュ型の就職支援につなげているところでございます。

佐野委員 少年期を歴史と自然のあふれる山梨で過ごし、どこに出ても通用するような人材として育った若者が、活躍の場を、ここ山梨県に求められるようにしていくことが、すごく肝要だと考えています。

人口の社会減を少しでも食い止めるためのさまざまな施策で取り組みを行っていただきたいことを要望して本質問項目を終わります。

（各学校におけるいじめ・不登校への対応について）

主要施策46ページ、決算報告書216ページ、説明資料の教5ページ、各学校におけるいじめ・不登校への対応についてお伺いをします。

先ほども数値を示されており、令和3年度の全国での小中高特別支援学校におけるいじめ認知件数は、61万5,351件、小中高校における不登校の児童生徒数は29万5,925人で、本県の状況は、いじめ認知件数が7,150件、不登校児童生徒数が1,681人と承知しております。

そこで、市町村不登校担当者会議や教育支援センター設置推進会議開催により、どのような対応処が行われ、具体的な対策はどのように実施されたのかお示してください。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 県では、増加する不登校児童生徒の支援を強化するため、年3回、市町村不登校担当者会議を教育支援センター設置推進会議と兼ねて開催しております。

会議では、チーフスクールカウンセラーによる研修のほか、個に応じた支援の工夫等についての事例発表や研究協議を行い、各教育支援センターでの支援に生かしていただいております。

各市町村の教育支援センターにおきましてはICTを活用し、児童生徒が学校や教育支援センターの授業などを受けられるようにするなど、学校との連携体制の強化や、児童生徒一人一人に寄り添った支援を行っていただいているところです。

佐野委員 次に、県の相談支援センターの機能についてお伺いします。チーフスクールカウンセラーが、市町村の教育支援センターに対し助言を行っていることを承知していますが、市町村のセンターに勤務する指導員の資質向上を図るための研修会について、令和3年度の開催状況や内容などをお示してください。

鷹野特別支援教育児童生徒支援課長 令和3年度には、チーフスクールカウンセラーと担当者が、県内全ての教育支援センターを延べ48回訪問し、その都度、研修や助言を行ってまいりました。

研修の内容としては、子供の特性に合った学びやすい環境や目標に向かうステップなど、個に応じたきめ細かな学習支援の方法についての助言を行ってまいりました。また、教育支援センターからの要請を受け、不登校への理解や愛着障害などの専門的な内容の研修も行ってきたところです。

さらに、これまでこすもす教室の運営で培ってきた教育支援センター運営のノウハウや学校・関係機関との連携についても助言をしてまいりました。

佐野委員 最後に、市町村のセンターをはじめとする関係機関によるネットワーク会議等の開催状況などについてお示しいただくとともに、不登校生徒の状況に応じ、相互の市町村で受入れができる仕組みづくりについて、県が目指す関係者が一体となって取り組む体制について、令和3年度、どのように進められているのかお示してください。

鷹野特別支援教育児童生徒支援課長 県では、相談支援センターや教育事務所等も参加した市町村不登校担当者会議において、市町村とのネットワークを構築しております。不登校になっている児童生徒の中には、事情があり、地元の支援センターに通いづらい子供もいるため、これまでも、他市町村での受入れ等に関わる配慮について、県から市町村に依頼してまいりました。

令和3年度は、市町村不登校担当者会議や各教育委員会への説明会等において、他市町村の教育支援センターでの受け入れを一層推進するための協議を重ねてきたところです。

佐野委員 2021年度に、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査で明らかになったネットいじめ件数は、全国で初の2万件を超えたと確認をしています。

学校現場での課題はさておき、本県でも、今後は表に出てこない問題点にも注視していただきますよう要望を付しまして、質問を閉じさせていただきます。

質疑 知事政策局、農政部関係

(県産農産物等の輸出拡大について)

杉山委員 主要政策成果説明書25ページの県産農産物等の輸出拡大について幾つかお伺いをいたします。

アジア諸国への戦略的、効果的な販売促進活動を推進したとありますが、まず、県産農産物の輸出に向けた県の戦略についてお伺いいたします。

石川販売・輸出支援課長 昨年3月に、山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略を策定いたしました。この中で、県産果実が品質と価格が高い位置でバランスの取れた魅力的な商品であるという認知度を高めることで、ブランド価値を向上させ、競争力を高めることにより、安定的な成長軌道を実現するという戦略を掲げております。

この戦略に基づき、商品の魅力を海外市場に認知させる十分な質と量のプロモーションとして、SNSを活用したデジタルと店頭での販売促進イベント等のリアルを効果的に組み合わせたプロモーションの実施、それから、県産果実を魅力的な高付加価値商品として海外消費者に届ける体制の構築、この2つの取り組みを軸に取り組んでいるところでございます。

杉山委員 次に、アジア諸国への輸出を促進しているとのことですが、令和3年の県産農産物の輸出額の内訳はどうなっているのかお伺いいたします。

石川販売・輸出支援課長 令和3年の県産果実の輸出実績額ですが、約17億6,000万円となっております。これは、令和2年の1.6倍となったところでございます。輸出実績の品目別内訳については、桃が約9億9,400万円、ブドウが約7億5,700万円となっております。この2つで輸出額全体の99.7%を占めております。また、国・地域別でございますが、香港が約11億8,000万円、台湾が約4億6,000万円と、この2つの地域で輸出額全体の93.4%を占めており、続いてシンガポール、マレーシア、タイなどとなっております。

杉山委員 今、桃が約9億円、ブドウが約7億円と御説明いただきました。これは品目別の金額ですが、それぞれの伸び率はどのような状況か教えていただければと思います。

石川販売・輸出支援課長 桃は、令和2年と比較しまして、前年比172.1%。ブドウは、令和2年と比較いたしまして153.9%となっております。

杉山委員 それぞれ前年比150%以上ということで、成果があると感じました。

続いて、25ページの果実輸出に関する市場調査とありますが、調査対象を含めて、この調査の内容と実施結果についてお伺いをいたします。

石川販売・輸出支援課長 昨年度、県産果実の価格と品質に対する評価、それから、中国を対象とした都市別の有望度、それから、果実の消費動向や県産果実に対する印象、この3つの調査を実施したところでございます。

まず、県産果実の価格と品質に対する調査・評価でございますが、主要な輸出先である香港と台湾において、県産果実の購入者を対象に調査を実施いたしました。味や鮮度など品質は高いが、価格が上がったという評価が多く、価格に対する価値をさらに向上させていく取り組みが必要という結果になりました。

次に、中国を対象とした都市別の有望度につきましては、外国産のブドウ・桃の購入歴がある者を対象に、果実の消費量、消費意欲などを把握するために調査を行ったものであります。これにつきましては、将来の輸出解禁時のマーケットとして有望となる都市が複数把握できたところでございます。

最後に、果実の消費動向や県産果実に対する印象につきましては、プロモーション対象国を拡大するため、シンガポール、マレーシア、タイ、UAEにおきまして、日本産輸入果物の購入歴がある者を対象に、消費動向や県産果実に対する印象など基礎的な情報を把握するために調査を行ったものであります。いずれの国におきましても、主に高所得層をターゲットとして有望な市

場であることが判明したところでございます。

杉山委員 国内市場を見ると、山梨県もですが、ふるさと納税の返礼品としてかなり需要が高いと認識をしております。例えば、シャインマスカットや桃などは本当に品質がよくて、国内市場でもかなり人気があると思います。そういったことを考えたときに、輸出拡大ももちろん大切なことですが、現状の生産者、供給側の意向はどこにあるのか。今、国内市場が飽和状態、縮小するという状態ではないと思いますが、生産者の輸出に対する意識は今、どのような状況なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

石川販売・輸出支援課長 県内生産者の輸出に対する意識ということでございますが、人口減少に伴う国内での競争、他産地との競争が激しくなっていることは、生産者も承知していると考えてございます。一方で、海外に向けては、富裕層を中心に日本産果実に対する需要があることにつきましては、産地を通じて、県としても話題を提供しておりますので、産地生産者としては、輸出に向けてよりよいものを生産していきたいという思いはあると感じているところでございます。

杉山委員 ニュースでも中国産や韓国産のシャインマスカットの話がありますが、相当アジア市場にも進出をしていて、最近では石川県のルビーロマンも韓国で生産し始めたというニュースも出ています。ただ、現状を見ると、最終的には品質が落ちてきて、値崩れを起こしているというニュースもあって、いよいよ日本の高い品質の果物が価値を持つと思っております。

そういった中で、先日、台湾の方と話をする機会があって、「どんどん山梨県の果物を輸入したい、需要はいっぱいある」という話も聞きました。そういった中で、今の話だと、生産者も輸出のほうにかなり期待をしているとのことですが、プロモーションも必要かもしれませんが、最終的にはやっぱり実際食べていただいて、山梨県の果実のよさを知ってもらうことがリピーターにもつながり、それが一番の輸出拡大の道だと思います。当然、そういったことも含めて取り組んでいращやると思いますが、例えば、海外市場の輸入業者と山梨県の輸出業者とのマッチングについて、今、どのような取り組みをされているのか、お聞きしたいと思います。

山田（七）委員長 杉山に申し上げます。令和3年度の決算審査との関連性を明確にして御発言をお願いいたします。

杉山委員 輸出拡大に向けての施策をやっている中で、実際に輸入したいという国があるわけですね。そういったところと、おっしゃったような海外に輸出をしようというこの施策がうまくマッチングしていないのではないかと疑問を持っています。実際に輸出を拡大しようという施策と、海外で輸入しようとする業者等とを、うまくマッチングしなければならないのではないかとということで、その辺の取り組みはどのような考え方でやられているのかということです。令和3年度の施策の中で。

山田（七）委員長 令和3年度の事業ということですね。

杉山委員 はい。

石川販売・輸出支援課長 海外の輸入業者とのマッチングということでございますが、昨年度は、県産果実を高品質なまま海外の消費者に届けるという目的のもと、生産地から海外の消費者の手元に届くまで高品質を保ったままの冷温輸送を試験的に行ったところでございます。これは、生産地から冷蔵輸送、例えば、中央卸売市場に冷蔵で運び、そこから海外に向けての輸送も全て冷蔵、それから、現地へ着いてから現地の店舗までも冷蔵で運ぶという取り組みをしたところでございます。そういった取り組みを通して、生産者、流通業者、海外の小売、こういった方たちが品質の高いまま

消費者に届けるという認識のもと、今年度もそういった取り組みをやっているところでございます。

杉山委員 いずれにしても、輸出拡大に向けての取り組みは大変で重要なことだと思いますので、いろいろな状況を見ながら進めていると理解をしました。

そういった輸出拡大のために、令和3年度に業務委託した内容について、令和4年の目標額はクリアしたと先日の説明の中でもありました。過去の委員会審査等では、委託費用が過大だったのではないかとという指摘もございましたが、委託業務に関する関係帳簿類等の経理関係書類については、受託事業者にも5年間保存させていることから、県は、確実に内容を精査・確認すべきと考えますが、最後に伺います。

石川販売・輸出支援課長 戦略的輸出拡大業務委託につきましては、週1回程度、受託事業者とウェブ会議を実施し、業務の実施方針や進捗状況など確認しながら進行管理を行ってきております。その上で、委託業務完了後には、受託事業者から提出された実施報告書を精査いたしまして、契約額の範囲内で仕様書に定める業務が適正に履行されたことを確認しております。

（新型コロナウイルス感染症対応検証・記録事業費について）

鷹野副委員長 説明資料の知の4ページ、5ページに新型コロナウイルス感染症対応検証・記録事業費がございしますが、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、当該事業は令和3年度に9,255万9,000円の予算計上がされていると承知しておりますが、まず、契約額の内訳と契約期間についてお伺いいたします。

眞田政策企画グループ政策参事 契約額は9,233万4,000円で、見積書の内訳によりますと、直接業務に携わる人件費が6,771万円で、業務に携わる研究員8名分の人件費でございます。その他、出張費、通信運搬費、消耗品、また、有識者委員会等の報酬に用いる直接経費として859万円余、総務管理的な経費に充当する一般管理費として763万円余、合計して端数調整しますと8,394万円になり、消費税を加算しますと、契約額の9,233万4,000円となります。現行の契約期間は令和3年12月6日から令和4年12月28日までとなっております。

鷹野副委員長 次に、令和3年度支出済額が2,308万4,000円ということですが、内訳をお尋ねしたいと思います。

眞田政策企画グループ政策参事 契約に基づき、先ほど申し上げました契約金額9,233万4,000円のうち、2,308万3,500円を前金払いで支出しているものでございます。当面の検証業務に従事する職員の人件費や、作業に際しての現地滞在費、交通費などの事務的経費に充当しているものと認識してございます。

鷹野副委員長 当該事業は令和3年の9月補正予算で提案されたと承知しております。いまだコロナ感染の収束が見通すことができない状況の中で、あえてこの時期にこの対応プロセスの検証、成果、改善点の抽出などを行わなければならなかったのかという意義、必要性、効果等を明確に説明したとは言い難いところがあります。

そこで、議会に対して詳細な説明をどのように行ったのかお伺いいたします。

眞田政策企画グループ政策参事 予算の概要資料に記載をいたしまして、会派説明等におきまして議会開会前にあらかじめお示しするとともに、本会議においても御質問をいただいているところでございます。また、課別説明書により、総務委員会において説明をし、御審議をいただいているところでございます。その中では、これまで行ってきた県の業務におきまして、第三者的な観点で忌憚のない

意見をいただいて検証をする必要があること、また、課題や改善点を明らかにして、情報資産として記録化して後世に引き継ぐことが必要であるとの説明を申し上げているところでございます。

鷹野副委員長　また、業務仕様書の業務内容の中に記録文書の作成が含まれているが、記録文書の作成などは、基本的には県が責任を持って行うべき事務だと考えております。県がコロナ対応の検証記録事務の全てを委託事業者に丸投げすることはないとは思っておりますが、予算議論の際、議会に対して県が責任を持って行うべき事務と、委託業務を明確にすみ分けをして説明されたのかお伺いいたします。

眞田政策企画グループ政策参事　この検証業務を行う目的は、単に記録の整理・保存にとどまらず、今後の感染危機対応につきまして、これまで行ってきた対策につきまして、職員の視点では必ずしも行き届かない面を含め、客観的な検証を行うところでございます。県が行ってきたさまざまな対策におきまして、反省や改善を行うべき点があった場合は、忌憚のない評価を加える必要があるので、第三者への委託を行うという御説明を申し上げているところでございます。

コロナ対策に係る記録、資料は、各所管課に保存はされておりますが、なかなか体系的な整理まではされておられません。これらの資料の整理に合わせ、客観的評価を加え、課題や改善点等を明らかにし、情報資産として記録化をして後世に引き継ぐという形で委員会等でも御説明を申し上げたところでございます。

また、業務の実施に際しましては、当然のことながら委託事業者任せではなく、定期的な打ち合わせや、関係者への取材等を行って、内容の調整や立ち会いなどを行い、進捗の管理を県としてもしっかり行っているところでございます。

鷹野副委員長　明確なすみ分けが私には理解できませんが、いずれにしろ業務の委託をする中で、しっかり詰めていただきたいと思います。

次に、アンケートの内容についてお伺いいたします。令和4年2月4日付で、知事政策局長名で新型コロナ対応に関するアンケートを、また、同日付で受託事業者の代表者名で新型コロナ対応に関するアンケートを、県内各種事業者に依頼したと承知しておりますが、その内容についてお伺いいたします。

眞田政策企画グループ政策参事　まず、企業・経済団体さんを対象に、県が行っているグリーンゾーンの認証制度や経済対策全般に対する評価などをお聞きしております。また、あわせまして、経済活動、営業等を行うに当たって苦慮された点などもお聞きしているところでございます。また、病院・医療団体さんへのアンケートも行っており、医療提供体制や感染防止対策に対する評価、また、さまざまな医療提供体制に取り組んでいただく中でのお考え、苦慮した点等をお聞きしております。

本アンケートの内容につきましては、現在、委託事業者で内容の精査・分析等を行っておりまして、今後提出される最終報告書で報告される予定となっております。

鷹野副委員長　アンケートの調査対象期間を、2020年の1月から2021年の12月の2年間としておりますが、ちょうどこの時期は、第6波に入った時期であると承知しております。令和4年6月13日付で山梨県知事名の「新型コロナウイルス感染症対応検証・記録事業の御協力をお願いについて」と題する依頼文書を発出しておりますが、この時期、第6波が収束しかけたものの、すぐに第7波に突入し、その後、一日の県内感染者数が1,000人を超えるなど、過去最多を更新する深刻な状況のさなかでした。このような状況の中、コロナ感染の先を見通すことができない時期に、そもそもこの調査対象としている2020年1月から2021年12月までの2年間とは比較にならない感染拡大が目の前に起きている状況下で、果たしてその時期に絞ったコロナ対応の検証を1億円近い高額な予算を投じて行うべきであったのか、甚だ疑問が残るところであります。少なくとも第6波に突入した令和4年2月の時点において、事業方針を見直す、転換をす

る必要もあったのではないかと考えますが、県の御所見をお伺いいたします。

眞田政策企画グループ政策参事 業務仕様書におきまして、本委託業務の検証・記録対象期間は、令和2年1月から令和3年のワクチン接種完了までとなっております。一方で、業務仕様書の定めによりますと、その後の期間も可能な限り対象とするという規定を設けております。この規定に基づきまして、第6波に加えまして第7波までを検証の対象としているところでございます。

鷹野副委員長 第7波までというお答えをいただいた中で、実際、今度は第8波という、ひょっとすると第7波を超えるような話もニュース等では聞いていますが、先の話ですが、そういうことも含めて、こういうものをしっかりやらなければならない、特にインフルエンザとコロナが同時並行でやってきますから、かえってそういうところの記録が私は必要な気がしております。

その辺も踏まえ、次に、プロポーザル方式による審査の客観性・公平性についてお尋ねします。

受託事業者の選定はプロポーザル方式で行われたと承知していますが、まず、公募は何件あったのかお伺いいたします。

眞田政策企画グループ政策参事 応募をされてきたのは1件でございます。

鷹野副委員長 審査員はどのような方が選定されたのでしょうか。

眞田政策企画グループ政策参事 審査員は5名で構成をしております。まず、山梨県立大学の兼清准教授、山梨総合研究所の村田専務理事、残り3名は県の職員で、コロナ対策に直接従事した所属長で構成をしております。知事直轄組織感染症対策グループの感染症対策推進監、産業労働部産業政策課長、知事政策局政策企画グループの政策参事、合計5名で審査を行っております。

鷹野副委員長 プロポーザルでいい事業提案をしてもらって、よりよい事業を展開することは当然ですが、1件だとなかなか評価も難しいと思います。基本的にはプロポーザル方式は随意契約ということで、否定するわけではありませんが、審査員の構成に関しては、県職員や県出資法人、県職員OBなど以外に多くの客観的第三者が入るべきであり、その公平性について明確に説明するべきだと思います。また、受託事業者である一般社団法人の読売調査研究機構は、関連団体となる読売新聞グループに位置づけられておりますが、令和2年から令和3年度において、本県で8つの事業の受託を請け負っており、その請負金額はなんと3億円近くになるという極めて大きな多額な金額であります。そういう中で、新型コロナウイルス感染症対応検証・記録事業を外部に委託する場合には、極めて客観的かつ公平な第三者的立場の事業者でなければならないと思います。このように、多数の高額な業務委託を行っている読売新聞グループの関連団体にこの種の検証を委託することは、県民が客観性・公平性について疑問を抱かざるを得ない状況だと懸念しております。

そこで、プロポーザル方式による審査員の選定について、また、本事業を当該受託事業者に受託したことに対する客観性・公平性が確保されているのか、県の見解をお伺いいたします。

眞田政策企画グループ政策参事 審査に当たっては、外部委員2名により、審査に対しての客観性・公平性を確保していると認識してございます。本委託業務の審査に際しましては、今までの県としてのコロナ対策を検証することを主な目的とする業務の性質上、コロナ対策に従事した職員の視点が有効であると判断しまして、県職員を審査員にしているものでございます。

また、委託先である一般社団法人読売調査研究機構におきましては、読売新聞グループに属してはおりますが、本県と読売調査研究機構との契約は、この委託契約が初めてでございます。また、委託事業者である読売調査研究機構は、契約に基づき、シンクタンクとしてのノウハウ、また、業務に当たっては、医療や経済、行政、また、コロナなどの分野などにおきまして経験が豊富な研究員が知見を生かしながら業務を遂行していると認識してございます。

加えまして、業務仕様書に基づき、行政・経済・医療分野の有識者からなる委員会を設置し、別の視点から業務の客観的な検証確認も行っており、業務に際しての客観性・公平性等を別途確保しているところでございます。

鷹野副委員長 しっかり県として前へ進めていただければと思います。
最後に、成果品の納品及び内容についてお伺いいたします。受託事業者から中間報告が出ていると思いますが、どのような形で納品されておるのか、また、その内容についてどのように取り扱う考えなのかお伺いいたします。

眞田政策企画グループ政策参事 中間報告書につきましては、業務仕様書に基づき、紙媒体・電子データで6月29日に県に提出されております。
内容は、6月時点の業務の進捗状況及び最終報告書の構成などにつきまして報告がなされております。また、先ほどお尋ねいただきましたアンケート調査の関係、関係者への聴取内容、また、県から提出しました資料等の分析を通じ、最終報告書の構成についての報告やその概要、また、6月末時点でまだ契約期間が残っておりますので、今後どのように調査を進めていくかというポイントなどを示しております。その内容を見まして、県としては、業務の進捗に問題はなく、しっかり業務に取り組んでいただいていると認識しております。

鷹野副委員長 今の中間報告書の内容について、どのような評価をしているのかお伺いいたします。

眞田政策企画グループ政策参事 中間報告書につきましては、6月時点で委託事業者から進捗状況、最終形の最終報告書の筋立て、項目、また、その概要についてこのような方向でまとめるという報告がなされております。その内容を見まして、順調に業務は進んでいること、構成については支障なく適切な内容になっているという形で、有効な報告書が出来上がるという認識でおります。

鷹野副委員長 多額な約1億円近い税金を投入しておりますので、しっかりしたものが出てくることを期待しております。ぜひ議会にも、出来上がったところで御提示いただければと思います。

(地域資源を活用した農泊の推進について)

清水委員 主要施策成果説明書19ページの地域資源を活用した農泊の推進について何点かお尋ねします。
農村の原風景や郷土食の大切さが付加価値を生み出しつつある現在、農村地域の有用な資源を活用した農泊は、重要な取り組みと考えております。令和3年度は3カ年の農泊の推進事業の最終年度と聞いておりますが、令和3年度の実績と今後の取り組みについて何点かお伺いします。
まず、令和3年度の農泊ビジネスセミナーの開催内容と参加状況についてお伺いします。

向井農村振興課長 セミナーにおきましては、地域資源の掘り起こしや農泊推進に必要なマーケティング、集客に効果的なプロモーションの知識、手法等の講義を行いました。加えて、農泊実践者による事例発表の聴講などを通じ、セミナー受講者が農泊ビジネスプランを作成できるよう支援をしました。
セミナーへの参加状況につきましては、県内の農泊に取り組んでいる事業者や、これから農泊に取り組もうとしている事業者など、13者の参加がございました。ビジネスプランの作成を学ぶ過程の中で、都会の人はお金を払ってまで草刈り等の農業体験をしていることなど、地域資源の価値が再確認されたところでございます。

清水委員 次に、8つのビジネスプランの作成を支援したとありますが、ビジネスプランとはどのようなプランで、その代表的な内容をお尋ねいたします。

向井農村振興課長 ビジネスプランとは、農泊がビジネスとして成り立つ実践的な計画のことで、宿泊及び食事

や体験メニュー並びに、具体的な工程等の内容に加えまして、経営として成り立つための事業収支計画などを含んでおります。代表的な内容の一つとしましては、地元を代表する農作物の植え付けや収穫体験、並びに、農産物加工品や郷土食づくりのような農業・文化体験を提供するプランであります。このほか、有機農業の体験学習や地元農産物によるオーガニック食、並びに、森林セラピーや動物とのふれあい体験などの自然体験を提供するプランなどがあります。

清水委員 最後に、3カ年取り組んできて、有望なビジネスプラン作成を支援してきたと思いますが、令和4年度以降、どのように農泊の推進に取り組んでいくのかお伺いいたします。

向井農村振興課長 令和3年度までの3カ年は、家族や個人などの旅行者を対象に魅力ある体験メニュー等を提供するとともに、農泊に取り組む事業者がビジネスとして成り立つ経営モデルの策定に取り組んできました。令和4年度からは、農作業にはストレスを軽減する効果があるとの順天堂大学の研究報告に着目しまして、企業をターゲットとした新たな農泊需要を開拓することとしております。具体的には、農泊に取り組む事業者等を対象に、企業の従業員のストレスを軽減できる畑の草刈りなど、軽度の農作業を組み入れたリフレッシュ農泊プログラムの開発の支援に取り組んでいるところでございます。

清水委員 まだまだ顕在化していない地域資源は極めて多く存在すると思います、今回の農泊もその一つであります、これからも山梨県の可能性を生かし切る施策推進をお願いします。

(県の公式ホームページについて)

笠井委員 主要施策成果説明書の154ページ、戦略的広報実施に向けた体制の確立・推進に関しまして、県の公式ホームページについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックのころから、県の公式ホームページのトップページには、知事のメッセージや感染拡大防止に関する情報の四角い表示枠が常態化し、本来の表示レイアウトからかけ離れた状況が続いています。インターネットアーカイブサイトで県のホームページの数分を改めて確認しましたところ、このようなメッセージ欄は令和元年度末から表示され、肝心な新着情報や注目情報へのアクセシビリティが非常に悪いまま、令和3年度中にも見直されることなく現在に至っています。そのため、生活情報や県の施策を探す利用者にとっては、画面をかなりスクロールしないと本来の情報一覧にたどり着くことができません。パブリックコメントの募集にしろ、おすすり情報にしろ、安全情報にしろ、求める情報をシンプルに得ることが困難です。また、トップページ上段で一定時間ごとに表示が切り替わるバナーは、かえって必要な情報を見逃す可能性が高い上、表示スペースを取り過ぎだと思われます。

こうした点を踏まえ、まずは、県の公式ホームページの保守管理・更新に係る決算額についてお伺いいたします。

小林広聴広報グループ広聴広報監 令和3年度の県ホームページの保守管理に要した経費は、688万1,952円でありました。内容は、ホームページの保守点検や緊急時の対応などの業務、ホームページの管理に要する機器のリース料、音声読み上げや自動翻訳などのサービス利用料になってます。

笠井委員 やまなしin depthやハイクオリティやまなしをはじめ、さまざまな特設ホームページも開設されており、それは結構なことですが、それらの総元締めになるのが県の公式ホームページ、pref.yamanashi.jpですから、これはインターネット上での山梨県の顔であり、そろそろ改善をしていただければと思っております。そこで、トップページのユーザビリティについて、どのような方針で運営されたのか、お伺いいたします。

小林広聴広報グループ広聴広報監 委員の御指摘のとおり、山梨県の公式ホームページのトップページは非常に重要な役割を担っていると認識しております。実際、昨年度の県のホームページの閲覧数は、年間約4,000万件で、中でもトップページは1割近い387万件の閲覧が集中している状況もございます。

そういった中で、委員御指摘のトップページの、5項目を切り替えるバナーの話でございます。これは、平成29年2月のリニューアル時に、トップ画面は重要だという中で、県として特にお知らせしたい情報を5項目程度PRエリアとして設定し、見やすくするような意図で掲載したものでございます。昨年度の閲覧データを分析すると、ホームページのコロナ情報は、やはり突出していて、コロナの情報を皆さんそこから入って取得するという事で集中していると思います。分析すると、それ以外のバナーについてもそれほど差異がない状況もございます。5秒ごとに切り替わる仕組みになっていて、今のところ大きな課題はありませんが、確かに見逃す可能性はあるので、そこは課題として捉えています。

もう一つ、トップページの黄色い枠のコーナーでございます。これは令和2年3月に、やはりコロナ情報をトップに、1カ所にまとめて表示したほうがわかりやすいのではないかとということで、令和2年の3月に設けたもので、令和3年度の県政モニターアンケートで、「この黄色い枠のコーナーをどう思うか」聞いたところ、3分の2が満足できるという評価もございますので、現状、そこは継続しているところでございます。

あと、委員からの御指摘である新着情報が下に行ってしまうところですが、これもデータばかり申して恐縮ですが、設けた後のほうが閲覧数は増加している状況でございます。要因とすれば、5年前はパソコンでホームページ見る県民が多く、3分の2がパソコン、スマートフォンが3分の1でしたが、直近の調査では逆転して、3分の2はスマートフォンでホームページを見る。そうすると、指でスマホをスクロールして早く下まで行き着けるので、そういった点も影響しているかと捉えております。いずれ、委員の御指摘の点は非常に重要な課題であると考えておりますので、今年度予算をいただいてやっているホームページのリニューアルに向けて、全体のデザインの見せ方、特にトップページのユーザビリティを重視しながら、改修をしてみたいと思っております。

笠井委員

ユーザーの解析、ホームページの解析等もしっかりして、検討していただいているということで、今後の改善に期待をしたいと思います。デバイスもPC中心から、タブレットあるいはスマホで見る方に変化しているので、両方見られる状況にはなっておりますが、その閲覧回数、それに滞在時間も含めて、あとは、目的の項目にどのくらいでたどり着いているか、その辺の満足度もぜひ確認していただければと思います。そういった利用者の声や他都道府県のユーザビリティなども参考にさせていただきながら、ネット上の県の顔のブラッシュアップに期待しております。

さらに、県のホームページ上のデータは、山梨県オープンデータカタログサイトにもできれば同時に掲載されるようにしていただければと思います。そういうつくりにしていただければ、あわせてお願いをいたします。

（県産農産物の輸出拡大について）

桐原委員

県産農産物の輸出拡大についてお尋ねをいたします。主要成果説明書の25ページ、電子版では32ページであります。まず、令和3年度の具体的な取り組みの内容について伺います。

石川販売・輸出支援課長 昨年3月に策定しました山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略に基づき、主要な輸出先において、SNSを最大限に活用したプロモーション活動と厳格な品質管理、冷温輸送等の取り組みを実施いたしました。具体的には、香港、台湾、中国でフェイスブックやインスタグラムなどを活用し、現地小売店舗での販売促進イベントの情報や県産果実の魅力などを記事や動画に収録し、現地語により情報発信をするなど、リアルとデジタルを効果的に組み合わせた

プロモーションを実施いたしました。

また、生産者、流通関係者と連携して、海外の消費者に鮮度を保った高品質な県産果実を届けるため、産地から海外小売店舗までの物流を、厳格な品質管理のもと冷温輸送する試験的輸出の取り組みを香港とタイ向けに行ったところでございます。

桐原委員 令和3年度の輸出額の実績は、令和4年度の目標を1年前倒して達成したと聞いておりますが、その要因についてお尋ねいたします。

石川販売・輸出支援課長 令和4年の目標を1年前倒して達成した要因は、幾つか挙げられると考えております。

まず、令和2年度からコロナ禍の影響を受けた社会環境の変化にいち早く対応をいたしまして、非接触で広範囲に情報発信できるSNSを活用して現地語によるプロモーションを強化してきたことで、海外の需要を押し上げることができたものと考えております。

また、コロナ禍の影響を受けて停滞していた経済活動が回復傾向に向かう中、本県産果実の輸出額のうち、99%以上を占める桃とブドウにつきまして、生産者の皆様が、たゆまぬ努力により、前年を上回る量の高品質な果実を出荷していただいたことも一つの要因であると考えております。

さらに、昨年はコロナ禍に端を発する国際的な物流の混乱など、厳しい輸出環境が続く中、県産農産物の輸出に関わるさまざまな事業者の皆様が、空輸あるいは海上輸送を含め、効率的に輸出する手段の確保などに御尽力いただいたことも要因であると考えてございます。

桐原委員 令和3年度のこの状況を踏まえて、県産農産物のさらなる輸出拡大についてどのように取り組んでいくのか、考えをお尋ねいたします。

石川販売・輸出支援課長 昨年3月に策定しました輸出拡大に向けた基本的な戦略に基づき、今後も強力で推進していきたいと考えてございます。桃・ブドウの生産量日本一の山梨県が、日本最大・最高品質というイメージを軸に、SNSを活用したデジタルと店頭での販売促進イベントなどのリアルを効果的に組み合わせたプロモーションにより、プレミアム商品としての県産果実をより一層強力で情報発信し、現地市場での競争力を強化していきたいと考えております。

また、これまで香港、台湾、中国を中心としてきたプロモーションの対象を、シンガポール、マレーシア、タイ、UAEを加えまして、輸出拡大が見込める7カ国について引き続き取り組んでいこうと考えてございます。

さらに、巨大な市場が見込める中国本土やベトナムなどへのブドウや桃などの輸出解禁に向けた検疫条件の早期設定につきましても、国などに強く働きかけ、新たな販路となる輸出先の拡大も進めていきたいと考えております。

桐原委員 さまざまな課題があり、また、よかった点もたくさんあったと思いますので、山梨県のすばらしい果樹が世界各国に新鮮なうちに届いて、多くの収益を上げられるよう、ぜひ努力していただきたいと思います。

（ビッグデータを活用したスマート農業の推進について）

ビッグデータを活用したスマート農業の推進についてであります。主要成果説明書24ページ、電子版では30ページになります。

まず、省力化の技術やITを活用した先進技術の導入実証への支援や生産性の飛躍的向上を図るため、データ農業の技術開発に着手したとありますが、令和3年度の実施状況について伺います。

功刀農業技術課長 スマート農業につきましては、やまなしスマート農業実装事業により、令和3年につま

ては、自動走行田植え機、果樹の管理作業を補助するアシストスーツ、農薬散布用ドローン、圃場情報収集システムの4つの本県の実情に適合が見込まれる技術の実証を支援しております。

また、総合農業技術センターにおきまして、国の研究機関などと連携してAIやスマートフォンを活用した野菜の病害虫診断技術の開発に取り組んでおり、昨年度末にはこのアプリが利用開始されたところでございます。

さらに、データ農業につきましては、令和4年度以降、実証試験に取り組む品目として、シャインマスカット、キュウリ、ナスを選定し、技術開発に必要な施設や機器などの整備をしたほか、露地の栽培につきましては、現地試験圃場を設置し、データ収集に向けた準備を整えたところでございます。

桐原委員 スマート農業やデータ農業は本県農業の維持発展に不可欠であり、さらなる推進が必要だと考えます。令和3年度の実施状況を踏まえ、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

功刀農業技術課長 スマート農業につきましては、本県への導入が有望な技術につきまして、研修会を通じまして生産者や農協へ普及し、省力化と高品質化を図ってまいります。

また、データ農業につきましては、本年度から温湿度や炭酸ガス濃度、日射量など環境データのほか、肥培管理や生育、そういったデータをIoT技術により収集し、高い生産に結びつく要因の解析を進めていきます。これらの実証試験を継続しまして、令和6年度には多収栽培のマニュアルを策定し、普及を図っていきたくと考えております。

桐原委員 県内では、山梨大学や民間などによるコンソーシアムで、スマートグラスを活用したシャインマスカットの摘粒や収穫をサポートする技術が開発され、本年度は、この技術を使った作業用ロボットの開発も始まったと聞いております。県で取り組んでいるデータ農業の技術開発とあわせ、早期の技術の確立を期待しまして、次の質問に移ります。

（ワイン産業と醸造用ブドウ生産の振興について）

ワイン産業と醸造用ブドウ生産の振興についてであります。これは、先ほどお尋ねした第1グループに重なる部分であります。

生産者の皆様のたゆまぬ努力により、ブドウ、桃、スモモの生産量日本一を誇る果樹王国として発展し、この7月には峡東地域の果樹農業が世界農業遺産に認定され、大変誇らしく思います。また、さきの産業労働部でも話をしましたが、本県は平成25年にワインにおける地理的表示GIの指定を国内で初めて受けるなど、日本を代表する伝統あるワイン産地であります。生産農家の高齢化、後継者不足により、原料ブドウの不足が懸念される課題もあると聞いております。

そこで、県が行ったワイン産業と醸造用ブドウの生産振興に向けた取り組みについて伺います。初めに、醸造用ブドウの安定的な供給に向けて、どのような取り組みを行ってきたのか伺います。

鈴木果樹・6次産業振興課長 本県ワインが国内外で評価される中、醸造用ブドウの供給量を確保していくことが重要であると考えております。このため、ワイナリーと長期取引契約を締結し、醸造用甲州を新規に栽培する農業者に対し、苗木の購入費用、また、棚の修繕や設置に係る経費を支援し、農家が安心して甲州の生産に取り組める環境を整備してきました。また、県の農業振興公社が行う醸造用に適した甲州の推奨系統・4系統の苗木を生産・供給する取り組みを支援し、毎年約1,000本の苗木を供給してきたところでございます。

桐原委員 次に、本県のワインの高品質化を進めるに当たって、甲州種のみならず、本県の環境に適応する新たな品種の選抜や導入が重要だと考えます。本県ではどのような取り組みを行ってきたのかお尋ねをいたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 高品質なワインを市場に提供するためには、甲州種とともに県産ワインを牽引できる品種の選抜や導入が重要であると考えております。このため、本県の環境に適応する欧州品種を選抜し、5品種12系統をウイルスフリー化し、穂木生産に向けた母樹園の設置を進めております。また、早期の穂木供給を目指しているところでもあります。これに加え、温暖な地域で栽培されている欧州系品種の7品種8系統につきましても、栽培特性把握やウイルスフリー化等に取り組んでおり、穂木生産に向けた早期の母樹園の設置を目指しているところです。

また、県果樹試験場では、収穫期が早く、着色のいい赤ワイン用ブドウ品種であるソワノワールを開発し、先日、品種の出願公表が行われたところでございます。このソワノワールは、ワイン県副知事であります林真理子氏、また、田崎真也氏からも高い評価をいただいたところです。今後は、苗木の生産供給体制を構築して、早期産地化を目指していきたいと思っております。

（総合農業技術センターについて）

長澤委員 まず、歳入歳出決算報告書の165ページ、総合農業技術センターについてであります。この委託料、工事請負費が逡次繰越ということで非常に大規模な建て替えとなっております。建て替えによってどのように施設の充実が図られるのか、また、あわせて令和3年度の進捗について伺います。

功刀農業技術課長 総合農業技術センターは、敷地内に施設が分散しており、効率的な研究に支障が生じていたため、北館や敷地内に分散していた機能を本館に集約し、業務の効率化を図るとともに、データ農業など新しいニーズにも対応できる研究機関となるよう、機能強化を図ってきたものでございます。令和元年度から令和2年度にかけて基本設計、実施設計を行いまして、令和3年度予算に令和4年度までの2年間を工期とする本館の建設工事費を継続費として計上いたしました。令和3年7月21日に本館の工事に着手しまして、令和3年度中の工事は予定どおりに進みまして、本年8月17日に本館が完成したところでございます。

長澤委員 令和3年度中はまだ施工中ということですが、総合技術センターにおける令和3年度での取り組みと成果、あわせて、充実が図られた施設を活用した今後の取り組みについて伺います。

功刀農業技術課長 総合農業技術センターでは、水稻や野菜、花きや環境保全などの試験研究に取り組んでおります。中でも地球温暖化の抑制に貢献する4パーミル・イニシアチブにつきましては、当センターは研究拠点として、令和3年度つきましては、桃やブドウの剪定枝から生成されるバイオ炭の量及び、その炭を製造したことによる土壌への貯留量を明らかにしております。

また、新たな取り組みとして、高度の環境制御機能を有するハウスを建設しましたので、それを活用し、ICT機器によるセンシング技術を活用したハウスキュウリの収量を飛躍的に増加させるデータ農業の技術開発にも取り組み始めております。

充実を図った本館やハウスにおいて、データ農業による高品質・多収技術の確立を図るとともに、生産者のニーズに対応した省力化や効果的な病害虫防除などの技術開発に取り組んでいきます。

（鳥獣被害の防止について）

長澤委員 次に、主要施策成果説明書の120ページ、鳥獣被害の防止について伺います。

野生鳥獣について、農作物への被害を防止するために、捕獲支援や電気柵整備などを実施していますが、まず、農作物への野生鳥獣の被害状況について伺います。

功刀農業技術課長 令和3年度における本県の野生鳥獣による農作物の被害金額は、前年の令和2年度より若干減少したものの、1億3,700万円の被害となっている状況でございます。種類による被害額

の内訳は、猿が約3,400万円、次いで、イノシシが3,300万円、鹿が3,200万円となっておりまして、この3種類の獣の被害で全体の7割を占めるという状況になっております。また、近年では、ハクビシンやアライグマなどの小型な動物の被害も増加する傾向にあり、これらの動物につきましては、納屋や家屋、寺社仏閣の屋根裏などにも住み着くことから、住宅地に近いところでの被害も出ております。鳥につきましては被害額が約2,500万円で、横ばいの傾向が続いております。カラスやムクドリなどの果樹への被害が多い傾向になっております。

長澤委員 次に、電気柵等の鳥獣被害防止施設の整備状況と、その効果について伺います。

浅川耕地課長 電気柵などの鳥獣被害防止施設につきましては、県総合計画に獣害防止柵の整備による被害防止面積を、令和元年度からの4年間で400ヘクタール増加することを目標に掲げ、整備を進めているところでございます。その整備状況につきましては、令和3年度までに被害防止面積が351ヘクタール増加し、県全体で4,821ヘクタールとなり、順調に推移をしております。また、整備後の状況を検証するためのアンケート調査によりますと、被害面積が8割から9割減少をしております、「野生獣の被害がなくなった」あるいは「少なくなった」との回答がおおむねを占め、鳥獣防止施設の整備による一定の効果が現れております。

長澤委員 一定の効果が出ているということですが、今後、柵の周りに草が生えてきたり、つるが伸びたり、維持管理が大変だと思います。そういった地域における活動が今後は重要になってくると思いますが、県ではどのような取り組みを行っていくのか伺います。

功刀農業技術課長 委員の御指摘のとおり、柵の管理を含め、鳥獣害防止につきましては地域ぐるみの取り組みが必要だと思っております。県におきましては、電気柵などの被害防止施設の維持管理のほか、わなによる捕獲や追い払い活動、鳥獣被害を受けにくい環境づくりを地域ぐるみで取り組んでいただきますよう、市町村やJAの職員、地域リーダーなどを対象とした研修会を開催して、効果的な電気柵の維持管理方法等について情報提供を行っているところでございます。また、電気柵等の効果を維持するための周辺の草刈り等の管理につきましては、多面的機能支払交付金も活用して支援を行っているところでございます。

(DXを支えるICT人材の確保・育成について)

宮本委員 主要成果説明書55ページのDXを支えるICT人材の確保・育成について何点か伺います。これまで本会議でもDXについて、とりわけ人材育成が重要であることは再三申し上げていた次第であります。当然、県庁内のDXとして、産業界のDXでも、高度人材、専門的な人材が大変重要であることは恐らく周知のことと承知しております。そこでまず、成果説明書にありますICT人材の確保・育成について、事業の概要を伺います。

入倉DX推進グループDX推進監 本事業につきましては、産学官が連携して、インターンシップ等を通じ、ICT人材の確保・育成に取り組んでいくものでございます。

本県に本社を置くICT企業は中小企業がほとんどで、その多くはあまり学生に知られていない状況でございます。そのため、平成28年度から産学官が連携して、県内ICT企業の魅力を伝える機会を提供することにより、県内大学・専門学校に在学する学生に県内就職を促進し、ICT人材の確保につなげるとともに、実践的な就労体験による人材育成を図ることを目的に実施しております。事業内容は、県内ICT企業へのインターンシップの実施、企業ガイダンスの開催でございます。

なお、事業の実施につきましては、県内の情報サービス事業者等から構成される山梨県情報通信業協会に委託し、民間の協力のもと行っております。

宮本委員 産学官が連携してICT人材の育成に取り組んでいると、今、御答弁いただいたと思いますが、その事業の成果についてお伺いしたいと思います。

入倉DX推進グループDX推進監 令和3年度の事業費は59万円で、インターンシップにつきましては、受け入れ企業が前年度より3社ふえ17社、参加学生は前年度と同じく61人であり、企業ガイダンスにつきましては前年と同様18社、学生は5名ほど減ってはおりますが、80名の参加をいただいております。

インターンシップ参加者の県内就職状況については、令和3年度の参加学生はまだ在学中のため、令和2年度参加者の就職状況になりますが、参加者61名のうち42名、約69%が県内ICT企業に就職をしております。

本事業の成果としましては、事業開始から産学官が相互に理解を深めながら連携し、学生への周知も含め実績を積み重ね、企業、学生共に積極的な参加が得られるようになり、事業が定着したことから、令和4年度から県事業から山梨県情報通信業協会が独自事業として実施しているところでございます。

宮本委員 インターンシップによるICT人材の確保・育成への取り組みはよくわかりましたが、さらなる高度人材の育成について、先ほども質問にありましたAIやビッグデータを活用するデータを扱える専門家の育成も当然必要だと思います。最後に、さらなる今後の取り組みについて、どのようにやっていくのかお伺いします。

入倉DX推進グループDX推進監 委員の御指摘のとおり、DXの推進に当たり、学生等への人材育成・確保のみならず、県内のAIなどのスペシャリストを養成し、県内企業・団体等が最新のデジタル情報を相談できる体制を整備していくことが必要だと考えております。本県は中小企業が多く、DX人材は内部で育成・確保することが難しい状況にあり、特にAIやデータサイエンスなどの専門的なスキルに特化したスペシャリストにつきましては、組織外の人材を活用することが求められていることから、産学官で連携し、県内の情報通信業従事者を対象としたスペシャリスト養成講座を令和4年度から実施し、DXを支える人材の確保・育成に向け、さらなる取り組みを行っていきたいと考えております。

（内水面漁業の振興について）

望月委員 内水面漁業の振興について、主要成果説明書30ページに記載されております水産業振興の内容について何点か伺います。

カワウは、河川で有用魚類、特に放流直後のアユ等を捕食するため、県内の各漁業協同組合では対策に苦慮しております。カワウは、本県において平成5年に富士川流域で初めて飛来が確認されて以降、飛来数、地域等が拡大し、平成15年には県内で初めて繁殖が確認されました。その後、本事業の効果により、近年、個体数の増加は抑制されていると聞いておりますが、初めに、本事業で実施しているカワウ食害対策について、その内容と成果を伺います。

小林食糧花き水産課長 カワウにつきましては、集団で行動をして、通常ねぐらから15キロほどの範囲の河川、湖沼で捕獲しやすい魚を捕食しております。このため、被害地に飛来する個体群管理と被害防止対策が必要となっておりまいます。

まず、個体群管理につきましては、飛来・繁殖状況調査とコロニーにおける偽卵の置き換えやドライアイスを利用した繁殖抑制を行っております。

次に、被害防止対策につきましては、カワウ被害のある河川、湖沼、養魚場などにおいて、漁業協同組合が行う、かかしやビニールテープの設置、漁場の巡回、銃器による駆除、また、追い払い活動に要する経費などに助成をしております。

これらの取り組みにより、アユの放流場所への飛来数及び被害額とも減少傾向にございます。

望月委員 さまざまな対策を講じていただいて、今、努力していただいているとのことですが、アユの被害が一番多いと思います。アユの被害額は、令和3年度にどの程度あったか教えていただきたいと思います。

小林食糧花き水産課長 令和3年度の被害額は206万8,000円ですが、アユの被害額のピークは、平成19年の1,294万1,000円です。その当時と比較しますと、約5分の1まで減少をしております。

望月委員 被害額も相当減ってきているということで、カワウの食害が減ることは経済効果へも波及することです。よろしくをお願いします。

次に、令和元年に山梨市の琴川ダムで特定外来生物のkokochibasuの生息が確認されております。kokochibasuは、河川や湖沼にいる在来の魚を食べ、繁殖力や環境への適応力が強いので、従来の生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

そこで、本事業では、本県の他の河川、湖沼へのkokochibasuの生息域の拡大と定着を防止するための取り組みを実施しているが、その内容と成果を教えてください。

小林食糧花き水産課長 特定外来生物のkokochibasu対策につきましては、kokochibasu駆除と生息域拡大を防ぐため、kokochibasu被害拡大防止対策事業を新設し、山梨県漁業協同組合連合会に支援を行っております。

本事業における具体的な成果としては、潜水による湖底の産卵場所の破壊や生まれた魚の駆除をはじめ、陸上から網や釣りでの駆除を行い、駆除数は令和2年から316尾少ない324尾と半減し、効果的な駆除が行われております。

さらに、水産技術センターにおきましては、国からの委託を受け、効果的かつ効率的な駆除手法の開発に取り組んでいるところでございます。

望月委員 kokochibasuの駆除が進んでおり、生態系も大分減っているということでございますので、これからも、特に漁業協同組合との連携を強化しながら、対策を講じていただきたいです。

カワウやkokochibasuの被害防止対策は本県の内水面漁業にとって重要な施策であるとともに、内水面漁業の振興は、釣りなどの遊漁者の増加により、観光業や飲食などさまざまな地域産業の活性化にも結びつく重要な産業でもあります。今後も期待しておりますが、最後に、河川や湖沼を活用した内水面漁業の振興にどのように取り組んでいくのか、伺います。

小林食糧花き水産課長 内水面漁業は、河川、湖沼での釣りや自然体験活動など自然と親しむ機会を提供するとともに、釣りを目的に本県を訪れる多くの方に、釣り本来の楽しさや豊かな自然を満喫していただく観光資源としても重要であると認識をしております。このため、釣り人が満足できる漁場づくりや健全なアユなどの稚魚を生産・供給するとともに、河川環境の変化等を考慮した放流時期、場所の選定や放流量などについて、漁業協同組合に対し指導・助言を行ってまいります。

望月委員 内水面漁業の振興は、河川、湖沼漁業者の安定した生産力の向上と県民生活の向上及び自然環境の保全に寄与することから、本県にとって大変重要であると考えているところであり、より一層の内水面漁業の発展のために今後も御尽力をお願いします。

小林食糧花き水産課長 申しわけございません。先ほどのアユの被害額でございますが、206万8,000円と申し上げましたが、260万8,000円の間違いでございます。訂正をお願いいたします。

（世界農業遺産の保全と活用について）

山田（一）委員 世界農業遺産の保全と活用について、主要施策成果説明書20ページの農業遺産の活用による農業振興について質問します。

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたって継承されてきた独自性のある伝統的な農業と、それに関わって育まれてきた文化、生物の多様性、農村景観などが一体となった農業システムを国連食糧農業機関FAOが認定する制度と承知をしているところであります。世界農業遺産への認定に向けては、甲州市、山梨市、笛吹市と県により設立をされた峡東地域世界農業遺産推進協議会が、令和元年10月、FAOへの世界農業遺産の認定を申請したところですが、新型コロナウイルスの影響により、ようやく本年6月に現地調査が行われ、7月18日に峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システムが世界農業遺産に認定されました。評価された点としては、ブドウや桃など多種多様な果樹を栽培し、生物の多様性を維持していく点などであると伺っております。

そこで、世界農業遺産認定に関して幾つか質問をします。

まず、FAOに申請していた峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システムが世界農業遺産に認定された効果について、改めてお伺いをしたいと思います。

小高農政総務課長 世界農業遺産への認定は、峡東地域の農家の皆様が果樹農業システムの世界的価値を再認識し、誇りを持って、伝統ある果樹農業を守り続けていく大きな力になります。また、国際的な知名度が向上することから、農産物のブランド化が進み、国内需要が高まるとともに、国際インバウンド需要として観光・ワイン産業など地域全体の活性化につながることを期待されるものと考えます。

山田（一）委員 こちらに、学校に配った「未来へつなぐ峡東地域の農業遺産」という協議会がつくったファイルがあります。これには、日本農業遺産に平成29年にはなっておりまして、世界農業遺産に向けて申請をするということですが、ここでは、伝統的な農林水産業の営みを5つの基準と保全計画で評価する制度だと書いてあります。さらに、峡東地域のここがすばらしいということで、幾つか子供たちにわかりやすく書いてあります。我々が普段、見なれて当たり前だと思っているブドウ棚が、実は非常に珍しい認定の要素になる棚であり、子供たちにとっても普段見なれた景観が世界遺産に認定されるということはすばらしく、今後、保全していくという内容も書いてあります。次の質問ですが、峡東地域の世界農業遺産推進協議会では、この果樹農業システムの保全・活用に向けてどのような取り組みを行ったのか伺います。

小高農政総務課長 まず、保全活動についてですが、地域住民を対象に、果樹園の生物多様性を再認識するための生き物観察会や技術の継承が難しいブドウの棚かけ、石積みワークショップを開催しました。また、果樹農業システムを次世代に継承するため、小・中学生に、今、委員がお示しされたような農業遺産学習物品を配布し、授業に活用していただき、また、笛吹高校におきましては農業遺産セミナーを開催しました。

次に、活用については、地域の活性化を図るため、地域外の人々を対象に農業システムの魅力を発信したところ です。具体的には、新型コロナに対応したワイナリーと観光園を巡るリモートによるオンラインツアーを6回、また、枯露柿づくり体験及び枯露柿の里フットパスガイドツアーなどのリアルツアーを2回、計8回開催したところでございます。

山田（一）委員 全国でも12カ所ぐらいあるようで、ちなみに隣県の静岡では、伝統的なお茶の栽培、さらに、ワサビ園が世界遺産になっています。私の友人にも、いつでも勝沼の秋の風景を描き続けている画家がいて、日展に入選した作品は、まさにこの秋のブドウの紅葉の風景ですけども、この見なれた風景をこれから維持していくことも大変だと思います。最後に、この協議会ではどのように保全・活用していくのか、方策についてお伺いします。

小高農政総務課長 まず、保全につきましては、地域の皆様が世界農業遺産の価値を再認識し、農業システムを守っていくという意識の高揚を図り、次世代への継承につなげてまいりたいと考えています。具体的には、峡東3市、JAなどと連携し、地域住民を対象に勉強会を行うとともに、果樹農家に対する研修会などを実施し、担い手の確保と技術の継承の取り組みを一層進めてまいります。

また、活用につきましては、多くの人に来県していただく、そして、農作業等を体験してもらい、果樹農業システムの価値を知っていただくことで、地域の魅力を発信してもらえるよう取り組んでいきます。

さらに、ワイナリーや観光施設と農家との連携を強化し、農業のみならず、他の産業においても世界農業遺産認定のメリットが享受できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

山田（一）委員 高齢化と後継者不足ということで、システムの保全は山梨県にとっても非常に重要な課題であると思います。今後の御期待を申し上げて質問を終わります。

（県内の農泊推進におけるビジネスプランの取り組みについて）

佐野委員 主要施策19ページ、決算報告書158ページ、説明資料の5、県内の農泊推進におけるビジネスプランの取り組みについてお伺いをします。

初めに、国が進める農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行について、農山漁村振興交付金が採択されている、本県における農泊ビジネスプランの磨き上げ・モデルツアーの計画策定を行った2地区の選定方法及びツアーの内容等をお示しください。

向井農村振興課長 ビジネスプランの磨き上げ・モデルツアーの作成支援を行いました2地区につきましては、経営や観光の専門家などで構成する選定審査会におきまして、実現性や採算性などの審査基準に基づき審査をいたしまして、評価の高い2団体を選定しました。

モデルツアーにつきましては、1つ目は、南アルプス市中野地区におきまして、棚田天日干し米を使ったかまど炊きやおにぎりづくりをはじめ、稲わらを使ったリースづくりなど、棚田の魅力を来訪者に体感いただく内容でありました。2つ目は、市川三郷町大塚地区におきまして、豊かな土壌で育った大塚にんじんの収穫体験や果樹の剪定枝を無煙炭化する4パーミル・イニシアチブの体験、郷土食のあんびんづくりなど、SDGsな農業と食が満喫できる内容でありました。

佐野委員 次に、令和4年2月9日に開催をされました農泊に関する情報交換会の開催状況と、令和3年度農泊に関する情報交換会参加者アンケート結果については、どのような意見があったのかをお示しください。

向井農村振興課長 情報交換会につきましては、有識者による農泊推進の講演と県内農泊実践者からの事例発表、参加者を交えた意見交換を行いました。当日は、農泊に取り組んでいる方や取り組もうとしている方、関係機関など44名の参加がありまして、農泊に必要なノウハウや地域連携の重要性などの情報が共有されたところでございます。

参加者アンケートにありました意見としましては、「県内の取り組み事例や農泊取り組み地域の連携の必要性について知ることができた」、また、「今後、より多くの先進事例を知って、集客に向けたPR能力を高めていきたい」などの意見があったところでございます。

佐野委員 私も農泊につきましては、令和元年10月に熊本県リュウキンカの郷、人吉球磨グリーンツーリズムの先進例を視察してきた経験があります。さまざまな取り組みが本県でも進んでいますので、今後の農泊について、さらなる推進を期待しています。

（農福連携の促進について）

主要施策69ページ、決算報告書158ページ、説明資料の5、農福連携の促進についてお伺いをします。所管が福祉保健部に關係していますが、まず農政部へお伺いをします。

農業者への障害者受入環境整備支援についての事業成果については、山梨県農福連携受入環境整備等事業取り組み状況報告書により、主な成果内容が提出されていると承知していますが、7件についての主な実施状況をお示しください。

向井農村振興課長 本事業で法人を含む農業者7者に対し、スイートコーンなどの収穫後にマルチを剥がしやすくするためのマシン目入りマルチや、立ったままで容易に野菜などの種がまける人力種まき器などの資材を提供いたしました。加えて、果樹におきましては、切れ目があり、ブドウへの取り付けが容易なサシコミ式ブドウ傘などの資材を提供しております。これらの資材を用いることにより、延べ43人の障害者が新たな農作業に携わり、農福連携の環境整備の推進が図られたところでございます。

佐野委員 農業の専門部署である農政部が主導していただいて、技術的支援を行いながら、農政部、福祉保健部に所管がまたがることですけれども、庁内横断的な連携を密に取っていただくことが重要だと考えますので、よろしくお願いたします。9月本会議でも一部質問で取り上げましたが、障害者の方々の自立を目指した一層の取り組みを要望して、質問を閉じます。

質疑 県土整備部関係

（建設産業の担い手確保・育成について）

鷹野副委員長 それでは、決算特別委員会の主要施策成果説明書の57ページの建設産業の担い手確保・育成について幾つかお伺いいたします。

まず、建設産業担い手確保・産学官連携会議について、地域の守り手としての役割が期待される建設産業の持続的発展のため、建設業関係団体、教育機関及び行政機関の連携による建設産業担い手確保・育成産学官連携会議を開催したとのことですが、どのような内容なのかお伺いいたします。

雨宮建設業対策室長 建設産業は、社会基盤整備や維持管理、災害時の対応など、県民の安全・安心を担う地域のソフトインフラですが、近年、就業者の高齢化が進み、特に若手入職者の確保が課題となっております。

県では、一昨年度より次世代の建設産業を担う若者の確保などに産学官で取り組む建設産業担い手確保・育成産学官連携会議を設置しました。会議では、建設産業の担い手をめぐる現状や課題を共有し、建設産業の魅力を伝える施策とともに、魅力を高める施策で構成されているアクションプランを作成し、担い手の確保・育成に取り組んでいるところでございます。

鷹野副委員長 次に、担い手の確保・育成のための具体的取り組みについてお伺いいたします。

産学官連携会議では、若年者の建設業への入職を促進するためアクションプランを作成し、建設産業の担い手確保・育成に取り組んでいるとのことですが、具体的にどのような取り組みを行っているのか伺います。

雨宮建設業対策室長 アクションプランにおきましては、魅力を伝える取り組みとして、総合学科など今後のコースを選択する前の高校生や、建設系の学科、系列の高校生を対象に、建設産業で働く魅力を伝える技術者等による出前講座や建設産業説明会を8回開催し、述べ756名の生徒に参加いただきました。

また、中学2年生や高校2年生を対象に、将来、建設産業への入職を促進するため、建設産業

の役割や魅力のほか、建設系の高校・大学等への進学に関する情報をまとめたパンフレットをそれぞれ8,000部、計1万6,000部作成し、配布しました。

魅力を高める取り組みとしましては、週休2日制の促進のほか、第一線で活躍する女性技術者等を派遣し座談会形式で意見交換を行うことで、就労環境が改善している現状や、建設産業で働くことへの不安を解消する若手技術者等との意見交換会を4回開催し、延べ210名の高校生に参加いただいたところでございます。

鷹野副委員長 それでは最後に、説明会等の参加者の反応についてお願いいたします。建設系の学科、系列の高校生などを対象にした建設産業説明会や意見交換会などを行ったとのことですが、生徒からの感想等があればお伺いしたいと思います。

雨宮建設業対策室長 参加した高校生からのアンケート調査によりますと、多くの生徒から「建設産業の現状が理解できた」、「女性の活躍できる建設業について理解できた」との回答をいただいたところです。

また、自由に記載してもらった意見などでは、ICTによる最先端技術により作業が楽になることへの驚きの声のほか、「やりがい大きい仕事だと改めて思った」、「建築士の資格を取りたいのでいろいろな話を聞いてよかった」、「大変だけど完成したときの達成感があるから続けられる仕事だと思った」、「一つのものをつくるにもいろんな仕事内容があることがわかった」、「現場の人が楽しくやりがいと誇りを持って仕事をしている」など、おおむね好意的な意見をいただくことができ、建設産業の魅力や働きがい、現場の状況などを伝えることができたものと考えております。

鷹野副委員長 建設産業は非常に担い手不足で、いろいろ施策を展開しているところですが、ぜひ、建設産業の担い手確保・育成対策を効果的に実施していただき、業界、学校関係者及び県などの行政機関が連携して、継続して事業を進めていくことが重要だと考えております。ぜひ、今まで以上に県においては、産学官がしっかり連携して担い手確保・育成に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

（水害や土砂災害対策の推進について）

清水委員 主要施策成果説明書134ページの水害や土砂災害対策の推進について幾つかお尋ねいたします。

近年の気候変動の影響により、台風の巨大化や線状降水帯による集中豪雨などにより、全国各地で河川の氾濫や土砂災害が頻発しており、貴い人命や生活基盤のほか、社会インフラにも甚大な被害をもたらしております。このような現状であることから、事前防災と減災対策の着実な推進が急務と考えます。

まず、水害を最小化する河川の整備についてであります。令和3年度末時点での河川整備計画における整備率についてお伺いいたします。

蛸原治水課長 県では、河川法に基づき、おおむね20年間で実施する河川の改修計画を定めた河川整備計画を策定しております。この河川整備計画におきまして、整備を計画している河川延長に対して、整備済みの河川延長の比を整備率として、山梨県総合計画に指標として位置づけ、水災害に強い強靱な県土づくりに取り組んでおります。

令和3年度末時点で、計画延長49.9キロメートルに対し、整備済み延長は29.7キロメートルであり、整備率は約60%であります。

清水委員 次に、令和3年度の主な整備内容についてお伺いいたします。

蛸原治水課長 令和3年度は、中央市の鎌田川において工事を実施し、270メートルを改修するとともに、

甲斐市の貢川、笛吹川の渋川や平等川などにおいても改修工事を行い、県全体では約600メートルの整備を実施したところであります。

清水委員 令和4年度の主な整備箇所と、令和4年度末の河川整備計画における整備率についてお伺いいたします。

山田（七）委員長 委員各位に申し上げます。決算の審査に関わらない事項に質疑が及んでおります。令和3年度決算に関する質疑となるようお願いいたします。

清水委員 次に、災害を防止する砂防施設の整備について何点かお尋ねいたします。
土砂災害から県民の生命・財産を守るためには、警戒避難体制構築などのソフト対策と、直接的に被害を軽減するハード対策が必要であり、県では、そのための砂防施設の整備を推進したと承知しておりますが、令和3年度末時点での計画進捗率についてお伺いいたします。

内藤砂防課長 土砂災害から県民の生命・財産を守るため、施設対策によって守られている人家戸数をふやすことを指標として、山梨県総合計画に位置づけ、災害に強い強靱な県土づくりの推進に取り組んでおります。
国土強靱化5カ年加速化対策を積極的に活用するなどして施設整備を進めた結果、26カ所の工事完成などにより、令和3年度末時点で841戸の保全対策が完了し、計画進捗率は93.4%となっております。

清水委員 最後に、令和3年度の実施概要と、その成果についてお伺いします。

内藤砂防課長 令和3年度は、土石流対策として、北杜市長坂町での古杣西沢の砂防堰堤3基ほか、4溪流4基の砂防堰堤の完成により、下流集落269戸の保全対策が完了しました。
また、崖崩れ対策では、身延町波木井での崩落土待ち受け擁壁工の完成ほか、2カ所の完成により、101戸の保全対策が完了し、これらにより370戸の保全対策が完了いたしました。

清水委員 近年の自然災害では、さまざまな想定外の事態が多発しております。災害に強い強靱な県土づくりの推進は、県民の皆様の安全・安心な生活のよりどころでもありますので、より一層の確実な推進をお願い申し上げて質問を終わります。

（国道411号線の整備状況について）

桐原委員 国道411号の整備に関して幾つか伺います。説明資料の県土8ページでございます。県内各地域をつなぐ道路ネットワーク整備は、地域の産業や経済活動を支える交通インフラの充実へとつながる大きな課題であります。また、今後発生が想定される大規模自然災害等の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧・復興のための取り組みも重要です。

特に県道411号は国道20号の代替路としても機能する広域的な道路ネットワークの役割も担っていますが、甲州市から丹波山村までの間は周囲を急峻な山々に囲まれ、人や物の移動では自動車に頼らざるを得ない状況にあることから、道路の整備は特に重要であります。そこで、この山岳区間でどのような道路改良事業を行っているのか伺います。

立川道路整備課長 国道411号は、本県と東京都を結び、中央道や国道20号の代替機能を担う重要な幹線道路ですが、幅員が狭い上に道路の線形も悪く、すれ違いが困難な区間が残されており、これを解消することが必要と考えてございます。

特に甲州市から丹波山村までの間の主な道路改良事業としては、上萩原バイパス、一之瀬高橋バイパス、御屋敷拡幅などを実施しているところであります。

桐原委員 今、代表的な事業箇所として3カ所の道路改良を行っているとのことでしたが、それぞれの箇所について令和3年度の実施状況を詳しく御説明いただきたいと思います。

立川道路整備課長 まず、上萩原バイパスにつきましては、これまで甲州市側から整備を行っており、順次工事が完了した区間から供用を図ってまいりました。昨年度までに、残る1.2キロメートル区間の2本のトンネルと橋梁の整備が完了し、昨年8月に全線開通したところであります。

次に、一之瀬高橋バイパスでございますが、2本のトンネルと柳沢川を渡る2本の橋梁を含む2.6キロメートルのバイパス事業で、昨年度は、橋梁の詳細設計や工事用道路の設置を行いました。

最後に、御屋敷拡幅でございますが、見通しが悪く、急カーブが続く延長1.1キロメートル区間の拡幅改良事業で、昨年度は、用地取得や本線工事に際し、現道交通を確保するための迂回路の設置工事を行っております。

桐原委員 お伺いしました国道411号は、災害発生時の緊急輸送路としての役割を担うなど県民の安心・安全に不可欠な命の道でもあります。今後の道路整備に期待をしていますが、その方針について伺います。

立川道路整備課長 一之瀬高橋バイパスにつきましては、現在、甲州市側のトンネル工事の着手に向けて、必要となる関係法令の検討などを進めております。

御屋敷拡幅の延長1.1キロメートルの区間は令和5年度の完了を予定しておりますが、隣接する丹波山村側の500メートル区間について、本年度から改良工事を進めることとし、現在、道路設計を進めているところでございます。今後も引き続き、沿線地域の皆様の御協力をいただきながら、災害に強く、信頼性の高い道路ネットワークの整備を進めてまいりたいと考えております。

（統合一級河川整備事業費及び県単独河川維持修繕費について）

桐原委員 次に、統合一級河川整備事業費及び県単独河川維持修繕費について伺います。説明資料県土の12ページから15ページであります。

令和元年度の台風19号で、堤防が耐えることができる最大値とされる計画高水位を超えた県内の河川が幾つもあり、河川の管理であるしゅんせつの必要性、重要性を身をもって経験いたしました。そこで、令和3年度の県管理河川のしゅんせつの実績について伺います。

蛭原治水課長 委員の御指摘のとおり、水害の被害を未然に防ぐためには、河川改修を行うとともに、しゅんせつなどの河川の維持管理を適切に実施して、河川の持つ洪水を安全に下流へ流す能力を最大限に発揮させ、洪水に備えることが必要であります。

このため、令和3年度は土砂の堆積状況を把握する中で、緊急性の高い重川や日川など、県内で58河川、合計49.1キロメートルのしゅんせつを実施したところであります。

桐原委員 定期的にしゅんせつの取り組みをすることが、私はとても必要だと思っております。そこで、今後の取り組みの方向性について伺います。

蛭原治水課長 適切な河川の維持管理に不可欠な河川のしゅんせつについては、出水時の点検や日々のパトロールにおいて堆積状況を監視し、緊急性の高い箇所から順次実施しております。また、近年は防災・減災、国土強靱化5カ年加速化対策予算や、令和2年度に創設された緊急しゅんせつ推進事業債などを活用し、適切にしゅんせつを進めているところであります。

桐原委員 さらなる適正なしゅんせつが行われますことを期待しています。

（南アルプス観光を促進する道路の整備について）

佐野委員 それでは、主要施策15ページ、決算報告書194ページ、説明資料県土12、南アルプス観光を促進する道路の整備についてお伺いします。

南アルプス地域へのアクセス、災害時の避難や救護、物資輸送等を支える交通基盤の整備を計画的に進めたとのことですが、南アルプス観光の促進にも寄与する早川芦安連絡道路について何かお伺いします。

初めに、道路整備の概要についてお示してください。

立川道路整備課長 現在、広河原に至るルートは、芦安側から県営林道南アルプス線を利用するルートと早川町側から県道南アルプス公園線を利用する2つのルートがございます。しかし、両路線とも雨量規制や厳しい地形の条件から、土砂崩落などによる通行どめが度々発生しているところ です。

この早川芦安連絡道路は、芦安側の栄明橋から早川町奈良田地内のカッパ沢付近に至る約3.5キロメートルのトンネルと、早川を渡る約140メートルの橋梁を含む全長約4キロメートルのバイパス事業であります。

佐野委員 次に、令和3年度の実施状況についてお示してください。

立川道路整備課長 芦安側では、令和3年4月にトンネル入り口までの林道区間を県道に管理移管し、トンネル工事車両の通行に支障となる箇所 の拡幅工事を行っております。また、道路防災点検により、対策が必要となったのり面防災工事を実施しました。さらに、トンネル本体や橋梁の詳細設計にも着手したところであります。

早川町側では、リニア中央新幹線のトンネル掘削土を活用した盛土工事と河川の付け替え工事を行い、早川を渡る橋梁へのアプローチ部の整備を行ったところでございます。

佐野委員 最後に、整備の方針についてお伺いします。

立川道路整備課長 トンネル計画では、岩質が非常にもろく、大量の地下水を含む断層帯を貫くことから、掘削工事に伴う影響や対応策などを検討するため、芦安側において温泉や水源となる地下水の調査を継続して行っております。

この道路の整備により、南アルプスエコパークへのアクセスが向上するとともに、周遊観光ルートが形成され、南アルプスと早川両地域の活性化、さらなる観光振興が期待されることから、早期の完成を目指して取り組んでまいります。

佐野委員 ありがとうございます。今後にも大いに期待をしていますのでよろしくお願ひします。

質疑 スポーツ振興局、林政部及び環境・エネルギー一部関係

（スポーツによる地域振興について）

皆川委員 スポーツによる地域振興について、主要施策成果説明書の5ページ、スポーツコミッション設立準備委員会の開催について質問をさせていただきます。

10月16日にヴァンフォーレ甲府が天皇杯決勝で、J1のサンフレッチェ広島に勝利し、優勝を果たすことができました。これは、歴史的快挙であります。この快挙に県民挙げて喜びを共有することができたものと思います。

そこで、長崎知事は就任した年の11月の記者会見で、総合競技場について、12月補正予算

に計上されるスポーツによる地域活性化懇話会の中で検討することを明らかにしておりました。

同懇話会は、令和元年度中に1回、令和2年度中に5回開催されました。また、スポーツ成長産業化戦略策定業務を令和2年度6月補正に2,082万8,000円計上し、PwCコンサルティング合同会社に2,079万円で委託しました。しかし、令和3年度当初予算では、スポーツによる地域活性化懇話会開催費は廃止されました。

そして新たに、やまなしスポーツエンジン設立準備委員会開催費126万7,000円が計上されました。

これを踏まえ、主要施策課別説明書5ページのスポーツコミッション設立準備委員会の開催について、令和3年度にスポーツコミッション設立準備委員会を開催していますが、山梨県スポーツ成長産業化戦略と、スポーツコミッションである、やまなしスポーツエンジンの関係は一体どのようなものなのか、まずお伺いいたします。

渡辺スポーツ振興課長 令和3年度スポーツコミッション設立準備委員会を6回開催し、スポーツコミッションの設立に向けた準備を進め、本年4月、やまなしスポーツエンジンを設立しました。

令和2年度に策定した山梨県スポーツ成長産業化戦略では、スポーツを体育や競技として捉える視点に加え、ビジネス資源としても捉え、その活用により本県経済の発展につなげることとし、スポーツで稼げる県を目指しております。

そのための体制整備として、やまなしスポーツエンジンを設立し、スポーツ成長産業化の取り組みを加速することを目的としております。

皆川委員 もうかるスポーツって言っていましたね。要するに、スポーツによる地域振興という意味で、戦略を加速するための体制づくりということだと思いますが、そうすると、今度はスポーツエンジンが地域振興の一番の目玉、中心になってくるということでしょうか。

渡辺スポーツ振興課長 スポーツで稼げる県を目指すために、スポーツエンジンは、その仕組みづくりの中心的な役割を担うということでございます。

皆川委員 中心的役割になるということですね。わかりました。

次に、長崎知事は、2021年3月21日の甲府のアピオで開催した政治資金パーティーで総合球技場構想に触れまして、「赤字製造マシンになってしまう、それは、ひいてはヴァンフォーレのためではなく、ヴァンフォーレと共倒れになってしまう。コロナでソーシャルディスタンスが叫ばれている中で、総合球技場のあり方自体を見直すべきだ、何万人も集めるというやり方が本当にいいのか、一歩立ちどまって私は正解だったと思っています」という説明をしました。

そこで、スポーツコミッション、やまなしスポーツエンジンと総合競技場の関係は一体どのようなものなのかお伺いしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 スポーツコミッションである、やまなしスポーツエンジンは、スポーツで稼げる県を目指し、恵まれた自然環境や首都圏からの近さといった本県の強みを生かしたスポーツツーリズムの推進や、スポーツの活用によるほかの産業の財・サービスの創出に取り組むこととしております。

また、総合球技場の整備につきましては、建設費用や維持管理に多額の費用がかかることから、スポーツ施設がコストセンターではなく、利益を生み出すコンテンツとなることが重要と考えております。

こうしたことから、やまなしスポーツエンジンは、スポーツで地域が稼いでいける仕組みづくりを進めていく中で、民間投資家や企業の皆様などに、スポーツをビジネスチャンスと思ってもらえるよう機運の醸成を図ってまいることとしております。

皆川委員 スポーツで稼ぐこと、地域振興のために役立てることはよくわかりますが、先ほど言いましたように、この間のヴァンフォーレの優勝は県民の喜びを共有する効果があるわけですし、まさにこれは地域振興に非常に役に立っているわけですね。

費用がたくさんかかるから総合球技場は難しいという発言だと思いますが、知事がパーティーで、ヴァンフォーレのためではなく、ヴァンフォーレと共倒れになってしまうとか、ソーシャルディスタンスが叫ばれる中で、あり方自体を見直さなければならぬと説明したことは、今後、総合球技場はどうしていくということでしょうか。

10万人の人が、総合球技場をつくるために署名活動をやって、県へ既に出している。これだけの人たちが賛同して、こういう球技場をつくりたいという要望がある上に、今、県民の心の支えになっているヴァンフォーレが、非常にいいところまで来ているので、何とかその願いをかなえてやりたいという思いがあります。

その総合球場構想について、このように県のトップが発言していることに対して、本当に建設する見込みがあるのか、建設する必要性を感じているのかどうかお伺いしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 建設できればいいという基本的な認識ではございますが、先ほど申しましたように、整備に多額な費用がかかることから、公で100%やるのは難しいと考えております。

そのためにも、スポーツで地域が稼いでいける仕組みづくりを進めていく中で、民間投資家や企業の皆さんにビジネスチャンスと思ってもらえるよう機運の醸成を図ってまいりたいと思っております。

皆川委員 今回、ヴァンフォーレはACLのアジアチャンピオンリーグに出場する権利を得ました。この素晴らしい権利を得たわけですが、現在、県内にACL開催のスタジアムの基準を満たしている球場はあるのですか。

山田（七）委員長 決算の審査に関わらない事項に質疑が及んでおります。令和3年度決算に関する質疑となるよう、また、令和3年度決算を踏まえた考え方となるようお願いをいたします。

皆川委員 項目はスポーツコミッション、スポーツエンジンだから、これを延長すれば、稼げるスポーツの施設をつくると言っているんだから、これは総合球技場と関係あるでしょう、ないですか。

山田（七）委員長 これからの考え方という話では令和3年度決算審査においてまずいかなと。

皆川委員 もともと、総合球技場について令和3年の決算書にあるわけです。いずれにしても、非常に県民の期待の大きい、県民の心の支えになっているヴァンフォーレが活躍できるような建設をするべきだと思います。

地域スポーツの振興を考えた上で、さらに、今言ったような稼げるスポーツという考えで、スポーツコミッション、スポーツエンジンが中心になってやるのが大事ではないかと私は思います。その辺はどうでしょうか。

山田（七）委員長 渡辺課長、令和3年度に関する総合球技場の考え方について答弁を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

渡辺スポーツ振興課長 総合競技場の整備につきましては、建設費用や維持管理に多額の費用がかかりますので、スポーツ施設がコストセンターではなくて、利益を生み出す施設となることが重要と考えております。

そのために、やまなしスポーツエンジンは、スポーツで地域が稼いでいける仕組みづくりを進めて、民間投資家や企業などにスポーツをビジネスチャンスと思ってもらえるよう機運の醸成を

図ってまいりたいと思っております。

皆川委員 何か納得できないけれど、いずれにしても、総合球技場の問題とスポーツコミッションのスポーツエンジンは非常に密接な関係があって、スポーツエンジンを中心として稼げるスポーツ施設をつくるならば、私は、総合球技場は必要ではないかと思っております。

（鳥獣被害の防止について）

杉山委員 主要施策成果説明書120ページ、鳥獣被害の防止についてお伺いをいたします。
先ほども鳥獣被害についての質問もありましたが、究極的には人間と野生動物が共生・共存できる姿を目指すことが理想的な姿だと思います。

そういう意味では管理捕獲というのは非常に大事だと考えており、県では、野生鳥獣による農林業被害に対処するため、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、市町村や県猟友会と連携しながら管理捕獲を進めていることは承知をしております。

中でも野生鳥獣による農林業被害額の約4割を占めるニホンジカについては、年間捕獲目標1万6,000頭を掲げ、個体数調整に取り組んでいるところですが、進捗状況及び生息数のモニタリング調査結果についてお伺いをいたします。

加藤自然共生推進課長 本県では、農林業被害が特に深刻なニホンジカについて、平成23年度の推定生息数約6万5,000頭を令和5年度までに半数の3万2,500頭に減少させることとし、年間捕獲目標を1万6,000頭に設定しております。

これまでの捕獲状況でございますが、令和元年度が1万6,684頭、令和2年度が1万6,458頭、令和3年度は1万7,598頭で目標を達成しているところでございます。

モニタリングによる推定生息数でございますが、令和3年度末は現在集計中で、令和元年度末が4万3,642頭、令和2年度末が3万4,039頭で、半減目標の達成にめどがついているところでございます。

杉山委員 計画どおり目標を達成しているという答弁でしたが、まだ相変わらず被害が甚大で、特にニホンジカによる被害は本当に大きいので着実に管理捕獲を進めていかなければならないと思います。

目標達成をしているにもかかわらず、減らないのは、どこかに問題があるということで、山梨県内でもやっぱり地域状況が違うし、きめ細かく進めていく必要があると思います。

そこで、昨年度末に改定した第二種特定鳥獣管理計画の主なポイントについてお伺いをいたします。

加藤自然共生推進課長 委員御指摘のとおり、ニホンジカによる被害は依然として深刻で、近年では高山帯での自然植生への影響が顕在化している状況です。このため、改定した計画では、引き続き着実に捕獲対策に取り組むこととし、今後10年間で推定生息数をさらに半減させ、1万7,000頭を目標とし、最終的には適正生息数の4,700頭まで減少させることとしております。

また、高山帯での植生被害の拡大を防止するため、高標高域での捕獲の実施やICT等を使用した捕獲事業の構築など新たな捕獲手法の検討を行うこととしております。

杉山委員 ぜひ、着実に進めていただきたいと思いますが、計画どおり進めているにもかかわらず被害があるとすれば、じゃあどこが問題なのか、やっぱり地域的にきめ細かく状況を見ながら、地域別の計画も必要になるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

（土地の貸付料について）

渡辺委員 決算説明資料の林の15ページ、土地の貸付料について何点かお伺いいたします。
部局審査の折に、土地の貸付料18億8,180万9,000円につきましては、今までの素

地を基にしていた賃料から現況を基にした賃料に変わったものも含まれているとの答弁をいただきました。それを踏まえて伺いたいと思いますが、今回の見直しによって、県民はどのくらい賃料がふえているのかを気にしていると思います。

その上で、令和2年度の収入済額は23億407万8,000円と記載されております。訴訟対象地の3億3,000万円を抜いても1億数千万円減っています。そのことを踏まえて、令和2年度と比較して、現在、令和3年度の土地の貸付料はどのような状況か、まずお伺いします。

末木県有林課長 今、委員がおっしゃいましたとおり、令和3年度の土地貸付料につきましては18億8,180万9,000円、令和2年度が23億407万8,000円でございますので、比較しますと4億2,226万9,000円のマイナスとなっております。

この要因でございますけれども、令和3年度は、委員のおっしゃいました富士急行との賃料相当額を損害賠償金の一部として受け入れ、会計上は雑入として処理をしたために、決算報告書では土地貸付料の費目には入っていないこと、あと、令和4年2月議会で議決をいただきました減免案件などの収入が、令和4年度になった案件が多いこと等によるものでございます。

こうしたことから、令和2年度との対比では契約の対象案件が大きく異なりますので、決算書では単純な比較ができない状況でございます。

渡辺委員 単純な比較ができないということですが、そもそも雑入というよくわからない科目に入っていることも私としては不可思議な上に、それを抜かしても1億数千万円の中で、減免の部分の95件以外に、全体的な見直しが500件以上あったと思いますが、そのことを考えても数字上なかなかよくわかりません。

恐らく比較はできるはずですが、令和2年度に載っているものと令和3年度に載っているものを比較すれば、どれだけふえているのかは比較できると思うので、御答弁いただけなかったことは残念に思います。

次に、富士急行の土地については、県の考え方では、賃料の算定方法に重大な誤りがあったとして、地方自治法237条2項による適正な対価ではないという判断の中で違法無効という結論を出したと承知しております。それであれば、前から言われているとおり、ほかの土地についても素地で賃料を算定していたにもかかわらず、ほかの土地は有効で、富士急行の土地だけ違法無効になるというその整合性は一体どうなるのか、改めてお伺いします。

末木県有林課長 県有財産の貸付けにつきましては、地方自治法第237条第2項により、条例又は議会の議決がない場合は適正な対価で行わなければならないと規定をされており、適正な対価とは、これまでの法的議論の結果、現況を基礎とした土地価格をもとに算定すべきものとの結論に達したことから、算定基礎の見直しを行ったものでございます。

こうした中で、富士急行との別荘地の契約が違法無効と主張する根拠は、同社との賃貸借契約の締結時点では既に造成が完了し、かつ、その費用も既に回収をされていることなどから、山林原野の土地価格を基礎とした賃料算定を正当化する事情は見当たらないというものでございます。

しかし、これ以外の貸付地につきましては、このような状況が全て当てはまる案件は認められないので、算定基礎が山林原野の素地であったということのみで全てが違法無効となるとは考えられません。

渡辺委員 幾つか挙げていただいた条件に全て当てはまる場所はないにしても、一部当てはまる場所は恐らくあるかと思いますが、そのすみ分けが、説明を聞いてもどうしてもダブルスタンダードの感拭えないなというのが私の率直な感想であります。

ただ、これを突き詰めても話は平行線になると思いますので、次に進みますが、やはり、県民に説明するために、誰もが納得できる公平で公正な基準をつくって、一方で違法無効というのなら、もう一方も違法無効であるし、適正であれば適正である、しっかりとその基準を明確にし

たほうがいいと思います。

一部当てはまるけれども全てに当てはまらないからという言い方は少し納得できないかなという感があります。次に移ります。

そもそも今回の令和3年度の見直しにおいて合意に至らなかった契約の部分は、収入未済額3,943万3,000円の中に入るのか、それとも、ここではなく違うところに記載されているのかお伺いしたいと思います。

末木県有林課長 未合意の案件につきましては、令和3年度中に請求を行っていませんので、当決算書には記載はされていません。

渡辺委員 令和3年度の土地の見直しについての全体像は、この決算書から全てを見ることはできないことが確認できました。

そして、賃料改定に当たっての賃借人と賃貸人との合意について、議会からも丁寧な説明が必要だったのではないかと常々言われている中で、私としてもそれは必要であったらと思うています。

例えば、基本的に契約は有効ですが、今回の賃料改定に当たっては、今までの素地を算定としたものではなく、現況を所与としたものに変更させていただきますということを明確にお伝えする。

一方で、国交省の不動産鑑定基準によれば、実際の新規賃料、私は新規賃料だと思っておりますが、新規賃料は、新規に契約を締結するときにまず提示する賃料のことで、通常、契約が有効であれば、継続賃料をもって提示するべきところを、今回、新規賃料でやっていただきたいとお伝えする。

あるいは今回、契約改定を行いますが、これは、富士急行との訴訟が継続中になっており、司法の判断が下った場合は変更になる可能性があることなどをお伝えする必要があったと私は思っております。

その点を踏まえて、賃借人の方に対してどのような丁寧な説明を行ったのかお伺いします。

末木県有林課長 賃借人に対しましては、まず、県民全体の財産である恩賜有財産の貸付けは、地方自治法の第237条の2項により、条例又は議会の議決がない場合は、適正な対価でなければならないと規定をされていること、また、適正な対価とは、これまでの法的な議論の結果、現況を基礎として算出した土地価格をもとに算定すべきものとの結論に達したこと、これまで契約前の山林原野の土地価格にもとづき算定をしていたため、これを、現況を基礎とした算定に見直す必要が生じたこと、こういったことを継続・新規という専門的な言葉は用いておりませんが、丁寧に説明した上で、新たな貸付料として、純賃料と所在市町村交付金の額を提示しまして、理解が得られるように努めてまいったところでございます。

渡辺委員 算定を見直すに当たり現況にすることは、県の賃借人にとっては、今まで平穩かつ公然と県と契約を締結してきたものが大きく変わるわけなので、十分説明してきたとは思いますが、やはり、専門用語かもしれませんが、通常であれば契約は成立して有効なところ、継続賃料で行うべきところをもっと重々と説明して合意を得たかどうかが大きくなるかならうかと私は思います。

そのことを申し上げ、また、今後、訴訟が継続しておりますので、訴訟や判断によって県が適宜適切な対応を取っていかれることをお願い申し上げて、次の質問に移ります。

（演習場交付金の執行残について）

次に、林の21ページ、演習場交付金の執行残について何点かお伺いします。

まず、令和2年度まで、こちらも平穩かつ公然と交付していた演習場交付金が、ここに来て初めて執行残となったと記載されておりますが、改めて執行残となった理由についてお伺いします。

末木県有林課長 演習場交付金の執行残1,887万7,000円でございますが、内訳としては、国の演習場貸付料の額の確定に伴い残額が生じたことが一つございます。

もう一つは、富士急行の山中湖畔の別荘地に係る交付金相当額で、この額が大部分を占めておりますが、契約の効力をめぐって係争中であることから支払わなかったものでございます。

渡辺委員 それでは、令和2年度までの演習場交付金も、県が契約は違法無効であるから支払えないというのであれば返還請求されるのですか。

末木県有林課長 現在、係争中でございますので、裁判の決着を待って判断をする考えでございます。

渡辺委員 演習場交付金については、裁判の結果、契約が有効であれば速やかに、かつ適正な価格をお支払いいただければと思っております。

一方で、県は、賃貸借契約については違法無効であると主張しながら、演習場の使用については地権者に同意を求めていると報道等で伺っています。結局のところ同意は撤回されておりますが、違法無効を主張しておきながら同意を求めることは、どのような考え方にもとづいているのかお伺いします。

末木県有林課長 演習場の使用につきましては、北富士演習場対策協議会の協議を経て、地元総意のもとで締結された北富士練習場の使用協定によって地元の合意がなされております。したがって、毎年送付しております同意書は、その関係者への周知を目的としたものでございます。

渡辺委員 なかなか無理のある理屈だと思います。同意書とあり、同意を求めているのに、それは周知であると言われて、誰が納得するかという話になるかと思いますが、それが県の考えであればやむを得ないかと思えます。

最後に、北富士演習場の交付金については、地元でも大変関心のあることで、県が一方的に、契約が違法で無効であるからといって勝手に交付をしなくてもいいものかどうかという点も含めて、さまざまなことを考えて慎重に対応していただくことを改めてお願い申し上げて質問を終わります。

（スポーツによる地域振興について）

鷹野副委員長 それでは、主要施策成果説明書の5ページのスポーツによる地域振興の中のスポーツコミッション設立準備委員会の開催について伺います。

まず、このスポーツコミッション設立準備委員会とは、本年4月に設置された、やまなしスポーツエンジンの設立を準備するための委員会だと承知しております。やまなしスポーツエンジンは、スポーツツーリズムの推進を通じて地域の活性化に取り組んでいることも承知しております。

昨年度開催されたスポーツコミッション設立準備委員会について、その委員の構成や、そこで話し合われた内容はどのようなものだったのか。あわせて、先ほども話ございました総合球技場についても話し合われたとするならば、その内容等についてお伺いしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 スポーツコミッション設立準備委員会につきましては、地域スポーツコミッションの設立を目指し、県内のスポーツ関係のステークホルダーである総合型地域スポーツクラブ、学校、産業関係、市町村関係、旅行関係、イベント関係、スポーツ協会など幅広い分野から13名の委員に就任していただき、設立準備委員会を開催いたしました。

話し合われた内容につきましては、6回の委員会を通じ、設立を目指す地域スポーツコミッションについて、組織体制や運営形態、コミッションとしてのコンセプトやターゲットなどについて協議をしていただいたものでございます。

令和3年11月に御協議いただいた内容を取りまとめて、座長報告書が提出され、この報告をもとに本年4月に、やまなしスポーツエンジンを設立したものでございます。

なお、お尋ねのありました総合球技場についての議題はございませんでした。

鷹野副委員長 ただいま答弁にもございましたが、スポーツコミッション設立準備委員会では、幅広い分野の委員が集まった中で議論を経て、やまなしスポーツエンジンが設立されたとのことですが、設立準備委員会を実施することとなった経緯、つまりは、やまなしスポーツエンジンが設立されることとなった経緯はどのようなものだったのかお伺いしたいと思います。

渡辺スポーツ振興課長 経緯としては、国では東京オリンピック・パラリンピックを契機に、スポーツ産業の活性化を図り、国内のスポーツ産業、GDPを大幅にふやすことを目指しております。これを受け、県でも山梨県スポーツ成長産業化戦略を策定し、スポーツと地域資源を掛け合わせ、スポーツツーリズムなどに取り組むこととしたものでございます。

このスポーツツーリズムの推進役として、地域スポーツコミッションを設立することとしたものでございます。

鷹野副委員長 このスポーツコミッションがスポーツをつかさどる地域づくりのエンジンということで、地域の活性化には、今後、いろいろな視点から検討をして、先ほども話があった、稼ぐということでは、総合球技場も一つの稼ぐ視点でも地域の活性化につながってくるかと思っておりますので、その辺も踏まえて、今後の活躍を祈念したいと思います。

（緑豊かで快適な生活空間の創出について）

清水委員 主要施策成果説明書148ページの緑豊かで快適な生活空間の創出について何点かお尋ねいたします。

山紫水明の地、山梨県にとって緑は景観のベースとなり、快適な生活環境を創出するものと考えております。特に温暖化の急加速化によるヒートアイランド現象やCO2対策、さらには癒し効果などにも多大な貢献をする極めて有用な資源でもあります。この貴重な資源である緑をつくり保全するとともに、活用しながら次世代に引き継いでいくことが重要なことと考えております。

そこでまず、緑化施策の展開を図るために、県が策定した山梨県緑化計画とはどのようなものか、その内容についてお伺いいたします。

上野森林整備課長 山梨県緑化計画は、県環境緑化条例に基づき、環境緑化に関する基本的な目標や具体的な緑化施策の方向等を定めたものであり、長期的な視野に立って緑化施策を進める観点から、計画期間は10年間としており、現計画は平成26年度から令和5年度までとなっています。

この計画では、多様な主体が支える緑づくりの推進を基本目標とし、緑をつくる、緑を生かす、緑を守る、緑を学ぶの4つの基本方針に基づき、公共施設等における緑化や緑に関する学習機会の提供などの具体的な施策について数値指標を設定した上で推進していくこととしています。

清水委員 次に、計画に基づく施策については、具体的な指標を設定した上で推進しているとのことですが、主な指標の内容と令和3年度の達成状況についてお伺いいたします。

上野森林整備課長 緑化計画では、11の指標を設定し、施策の進捗状況を管理していくこととしています。主な指標としては、主要施策成果説明書に記載している緑化樹の配布本数、緑の教室の受講者数、緑化に関する相談件数のほかに、森林環境教育を実施した教育機関等の割合や、企業・団体の森づくり活動箇所数などがあります。

令和3年度における達成状況ですが、企業・団体の森づくり活動箇所数など、おおむね計画どおりの進捗が図られている指標がある一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、緑の教

室の受講者数では令和5年度の目標値1,380人に対して令和3年度が813人、緑化に関する相談件数では目標値2,000件に対して914件など目標を下回っている指標があります。

清水委員 新型コロナ感染症の影響によって、緑の教室の受講者数が増加していないとのことですが、緑の教室の対象者と、その実施内容及び実施後のフォローアップをどのように行っているのかあわせてお尋ねいたします。

上野森林整備課長 緑の教室では、緑に関する知識や技術の普及を基本とした初級の講座から、樹木医を目指す方を対象とした上級講座など、幅広い各種講座を提供しております。また、受講者に対するアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、講座内容の改善を図っております。

実施後のフォローアップについては、受講後に生じた疑問点などについて随時受け付ける体制を取っております。

清水委員 最後に、緑の教室の開催により知識や技術の普及を図っているとのことですが、緑化に関する相談についてはどのように対応し、また、相談後にはどのような対応をしているのかあわせてお伺いいたします。

上野森林整備課長 緑化相談については、樹木医による電話やインターネットでの対応のみならず、必要に応じて現地へ出張相談も行っています。相談内容としては、病害虫により被害を受けてしまった木の診断や治療方法に関するものが一番多い状況です。

相談後の対応についてですが、頻繁に寄せられる相談や質問の内容については、ホームページに質問への回答を掲載するなどによって、緑化に関連する情報をより多くの県民が認知できるよう積極的に情報発信を行っているところでございます。

清水委員 山梨県は緑に関して日本をリードする先進県であるべきと私はいつも思っております。今後も生活、教育の中などにおいて快適な生活空間の創出の具体的な推進をお願い申し上げます。

（木質バイオマスの利活用の推進について）

清水委員 主要施策成果説明書35ページの木質バイオマスの利活用の推進についてであります。

木質バイオマスは再生エネルギーの有力な手段の一つであります。燃料となる木材チップの安定供給が鍵を握ると言われており、県外での過去の失敗例を見ても、燃料供給計画の甘さが原因であることは明らかであります。

そこでまず、主要施策成果説明書32ページにある木質バイオマス燃料用木材供給量について、令和3年度の実績をベースにいろいろな角度から考えられたと思いますが、令和4年度目標値を10万9,000立方メートルと設定されております。どのような考えに基づき、この数字に至ったのかお伺いいたします。

山口林業振興課長 燃料用木材供給量の目標値については、総合計画の部門計画である、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランにおける木材生産量から製材・合板用途を差し引いて木材チップでの利用量を算出し、この利用量から、さらに紙などのマテリアル利用分を差し引いた数量としています。

令和4年度の目標値においては、林地に残置された枝葉などの未利用材の有効活用を促進することとし、木材生産の伸び率よりも高い数量となっています。

なお、目標値はチップの大きな供給先である2つの発電施設の県内調達計画を賄える数量となっております。

清水委員 木質バイオマス燃料用木材供給量の令和3年度の目標値と、その達成率についてお伺いいたし

ます。

山口林業振興課長 令和3年度の木質バイオマス燃料用木材供給量についてですが、目標値である年当たり9万2,000立方メートルに対し、実績値は7万8,000立方メートル、達成率は85%となっております。

清水委員 燃料用木材供給量を安定的に確保するためには、排出の基盤となる路網整備が大きな課題となりますが、この路網整備計画が木材供給計画の目標達成に向けた計画となっているのかお伺いいたします。

山口林業振興課長 路網の計画については、現地の標高や地形、樹木の生育状況などから、木材生産が可能な区域の路網を重点的に整備する内容となっております。

具体的には、路網延長を令和元年度から令和11年度までの11年間で495キロメートル延ばすとともに、新規路線の整備については、人工林資源が充実した区域を優先的に実施することとしており、木材供給の目標達成に見合う計画となっております。

清水委員 主要施策成果説明書の35ページに設備導入に向けた専門技術者の派遣という項目がございます。どのような技術者を指すのか、また、具体的にはどのような業務をしているのかお尋ねいたします。

山口林業振興課長 設備導入に向けた専門技術者の派遣については、やまなし木質バイオマス協議会に業務を委託しており、同協議会に属する木質バイオマスのコンサルティング会社の実務担当者が専門技術者として派遣されています。

具体的な業務については、木質バイオマス設備導入を希望している場所に赴き、燃料調達も加味した設備の規格・規模の提案のほか、既存施設と木質バイオマスボイラーのコストの比較や施設導入のメリット・デメリットなど、設備導入の判断材料を提示し、判断を促す業務となっております。

清水委員 最後に、令和3年度に導入した木質バイオマス利用設備の種類別の台数をお伺いいたします。

山口林業振興課長 令和3年度に導入された木質バイオマス利用設備等は、ペレットストーブが87台、発電施設1カ所となっております、ボイラーの実績はありませんでした。

清水委員 森林立県山梨は、木質バイオマスのモデルとなるべき立ち位置にあると私は思っております。誰もが認める木質バイオマスの新しい付加価値の創出を心よりお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

（希少野生動植物の保護・保全施策の推進について）

次に、主要施策成果説明書119ページの希少野生動植物の保護・保全施策の推進について何点かお尋ねいたします。

県土の約8割を森林が占める山梨県にとって、ここに生息する動植物はかけがえのない有用な資源であり、財産であります。特に循環型社会の形成が声高に叫ばれている今日、こうした希少野生動植物の保護・保全活動は喫緊の課題と考えます。そこで、何点か質問をさせていただきます。

まず、本県における希少野生動植物は現在何種類あるのか、また、ここ数年における希少野生動植物の種の推移状況についてあわせてお伺いいたします。

加藤自然共生推進課長 県内において絶滅の危険性が増大している、絶滅の危機に瀕しているなど、絶滅危惧種である希少野生動植物は、植物についてはアツモリソウを含む390種類、動物についてはライチョウを含む111種類、合計で501種類となります。

種類の推移状況であります。平成30年に実施した山岳レンジャーによる保護パトロールにより、希少植物であるヒメスズムシソウの発見による追加以降、生息種の数の変動はありません。

清水委員 保護専門員、モニタリング調査員、山岳レンジャー、それぞれの調査の結果、判明したことは何なのかと、その効果がどうだったのかについてお尋ねいたします。

加藤自然共生推進課長 各専門員等の団体等のモニタリング調査等により、動物の生息や植物の生育状況が確認でき、希少野生動植物種の新たな発見、また、保護・保全対策に向け必要な対策に資することとしております。

具体例としては、昨年度の調査活動により、早急に三ツ峠のアツモリソウを保護する必要があるとの報告を受け、防護柵の設置など保全に必要な対策が図られたところでございます。

また、調査報告をいただく中で、早急に対応が必要なものにつきましては、防護柵の設置や侵入防止ロープの設置など、防護対策を施すほか、継続的に注視する必要があるものにつきましては、重点的な調査対象とし、次年度以降の調査計画に反映することとしております。

清水委員 保護専門員、モニタリング調査員、レンジャー、それぞれの分野のプロの方に推進をお願いしているということで、今、話がありましたように成果につながっているということでございます。

山梨県の大自然をしっかりと保全し、保護し、次世代につなげていくために、しっかりと事業をこれからも続けていっていただきたいとお願い申し上げます。

（県産林産物ブランドの産地化推進について）

佐野委員 決算報告書176ページ、説明資料林の5ページ、県産林産物ブランドの産地化推進についてお伺いします。

山梨県のブランド戦略としてのワインと県産食材とのマリアージュに関する情報発信の中での山梨県登録商標である県産ブランド「山梨夏っ子きのこ」は続々と市場へ出荷されていますが、このクロアワビタケが令和2年度決算時にお示しされた生産量0.92トンから、令和3年度1.8トンと約2倍へと増産され、ふえていることは関係者の御努力の賜物だと思います。そこで質問します。

令和3年度の実産者数の増減と生産者の確保・育成状況、栽培指導等の成果について、企業参入の促進状況や、生産者が連携して販路拡大に取り組むための生産者組織の進捗状況についてお示しください。

山口林業振興課長 生産者数については、令和2年度に33であった事業者が、令和3年度には34となりました。生産者の育成や栽培指導については、令和3年度は生産者全体を対象に年2回の研修会を開催するとともに、生産者の求めに応じて個別指導を34件行いました。

また、個別指導で聞き取った内容等を踏まえ、研修などで使用する栽培マニュアルの改訂を行うなど、栽培技術の向上に努めております。

企業参入の促進状況は、栽培を開始した平成29年度には3社であったものが、令和3年度には15社となっております。着実に増加しております。

生産者組織については設立までには至っておりませんが、研修会や栽培施設の見学会の開催を通じ、生産者間の連携を図っており、これまでに山梨夏っ子きのこのキャラクターや料理のレシピを紹介したホームページにリンクするQRコードを印刷したラベルシールが作成されています。

佐野委員 次に、県森林総合研究所が平成29年7月7日に商標登録した国内生産に対する期待が高まっている漢方薬である薬用植物k a i 大黃の産地化に向けた取り組みについて、製薬会社との連携による試験栽培の状況、栽培技術の確立について、令和3年度とともに現在までの進捗状況についてお示しください。

山口林業振興課長 県では、平成28年度から3年間、k a i 大黃の実証栽培に取り組んだ後、栽培に適した標高や栽培管理方法など、留意すべき点を整理したマニュアルを作成するとともに、栽培に取り組む事業者の掘り起こしを行ってきたところであります。

製薬会社とは令和3年度に商品化に向けた協議を開始し、以後、複数回にわたって議論を重ねる中で、採算性の観点から根株を生薬原料として使用するほか、葉や茎の活用策を見出す必要があるなどの課題が見えてきたところでございます。

佐野委員 山梨夏っ子きのこは、令和元年度決算特別委員会で質問をさせていただき、その後の市場の調査などを独自に実施していた経緯があります。この時から長足な進歩や進捗の状況は御努力であることだと高く評価させていただき、k a i 大黃も同様に進められることと期待をしております。

（マイクロプラスチック河川調査の実施について）

次に、決算報告書116ページ、マイクロプラスチック河川調査の実施についてお伺いします。

令和2年2月28日の県議会一般質問で、山梨県の主要河川でのマイクロプラスチック対策についてと、同年9月30日の土木森林環境委員会で、日本財団から助成を受けて河川のマイクロプラスチック調査を行うとの答弁があり、山梨県は9月30日から2日間で調査が実施されたと承知しています。そこで質問します。

令和3年度におけるマイクロプラスチック河川調査結果について、富士川水系8地点の実施場所の詳細とともに、マイクロプラスチック検出量等の検索結果についてもお示しください。

大森環境整備課長 県では、県内河川のマイクロプラスチックの実態を把握するため、富士川、多摩川及び相模川の3水系を調査することとし、令和3年度は富士川水系の調査を実施いたしました。

調査地点につきましては、環境省が策定した河川マイクロプラスチック調査ガイドラインに基づき、環境基準測定地点から河川の上流から下流まで8カ所を選定し、具体的には荒川上流の桜橋、下流の二川橋、笛吹川の下流の桃林橋、濁川上流の濁川橋、鎌田川上流の大津西橋、釜無川下流の浅原橋、富士川上流の富士橋と下流の南部橋でございます。

調査結果につきましては、マイクロプラスチックの個数密度が最も高い調査地点は鎌田川の大津西橋で、1立方メートル当たり5.66個、また、最も低い調査地点は富士川下流の南部橋で0.15個でございました。

国において調査結果に対する評価方法は現時点では確立されておきませんが、多くの人が生活している市街地付近を流れる河川でマイクロプラスチックの個数密度が高い傾向が確認されております。

今後も調査を継続して、県内河川の実態把握に努め、調査結果を県政出張講座など環境教育にも活用する中で、プラスチックごみの削減に取り組んでまいりたいと思います。

以上

決算特別委員長 山田 七穂